

静岡県草薙総合運動場における管理運営業務の基準

静岡県草薙総合運動場において指定管理者が行う管理運営業務の内容、範囲及び基準は、静岡県都市公園条例によるほか、この基準による。

I 管理運営業務の対象となる公園施設

- 1 名称 静岡県草薙総合運動場（以下「草薙総合運動場」という。別図（47 ページ））
- 2 所在地 静岡市駿河区栗原 19 番 1
- 3 施設内容 管理面積 都市公園供用面積 26.4ha に、栗原 665 番地（200 m²）、国吉田四丁目 175 番地（64 m²）及び国吉田四丁目 188 番地（10 m²）を加えた計 26.427ha

(1) 運動施設等

名称	面積(m ²)	施設内容
野球場	26,480	内野 ソイルミックス舗装土、混合土（土、砂） 2,630 m ² 外野 ティフトン芝（一部人工芝） 9,800 m ² （うち人工芝 1,492 m ² ） 本塁一両翼 100m 本塁一中堅 122m 観客収容能力 21,656 人（内野スタンド 14,626 人、外野スタンド 7,030 人） 照明器具 照明塔 6 基 （バッテリー間 2,000Lux.、内野 2,000Lux.、外野 1,200Lux.） スコアボード 大型映像装置 屋内投球練習場 マウンド 4×2 か所
軟式野球場	9,500	内野 ソイルミックス舗装土（土、砂） 2,922 m ² 外野 高麗芝（一部人工芝） 5,217 m ² 本塁一両翼 88m 本塁一中堅 100m 外周 混合土 826 m ² 照明器具 照明塔 6 基 （バッテリー間 700Lux.、内野 500Lux.、外野 200Lux.） 屋外投球マウンド 6 か所 775 m ²
陸上競技場	32,000	第一種公認競技場 メインスタンド 建築面積 4,219 m ² スタンド面積 3,835 m ² SRC3 階建（一部 4 階建） バック（芝生）スタンド 7,374 m ² （芝生席 5,635 m ² ） トラック・フィールド 20,607 m ² （高麗芝 7,314 m ² ） 観客収容能力 28,000 人 （メインスタンド 8,000 人、バックスタンド 20,000 人） トラック 1 周 400m 8 レーン 直走路 2 方向 全天候型舗装 フィールド 106m×69m 高麗芝 全天候型舗装（走幅跳、三段跳、棒高跳、走高跳各除走路） 照明施設 照明塔 4 基（平均 1000Lux.） 雨天練習場（100m×5 レーン） 電光表示盤、写真判定室 2 室 トレーニング室 269.7 m ²

名称	面積(m ²)	施設内容
補助 競技場	15,000	第三種公認競技場 トラック1周 400m 6レーン 直走路2方向(8レーン) 全天候型舗装 フィールド 高麗芝(内側8,198m ² 、外側3,931m ²) 全天候型舗装(走幅跳、三段跳、棒高跳、走高跳各除走路) 投てき競技用施設(練習用)
球技場 (サッカー、 ラグビー)	20,000	メインスタンド 945m ² SRC3階建 フィールド 156m×89m ティフトン芝(夏)、ペルニアル ライグラス(冬) 観客収容能力 12,000人(メインスタンド4,000人、バックスタンド 7,000人、芝生席1,000人) 照明施設 照明塔4基 平均600Lux.
庭球場	13,000	コート 全天候コート16面 壁打コート1面 観客収容能力 2,000人(メイン芝生スタンド) 管理施設 管理棟513m ² (延床) 本部棟35m ² (延床) 照明施設 照明塔12基(コート面10面) 500Lux. 倉庫 5か所
体育館	9,701	メインフロア 46m×82m、照明施設 1,500Lux.、固定席 2,700席 サブフロア 21m×34m、照明施設 500Lux.
屋内 運動場	3,266	フィールド 50m×50m(人工芝) 照明施設 2,000Lux.
水泳場	900	SRC一部2階建 温水プール 25m×12m(6コース)

(2)その他施設

名称	面積(m ²)	施設内容
児童 プール	137,504	大型プール 273m ² (ドーナツ型) 小型プール 103m ² (すべり台付き) フローア(タイル貼り)1,250m ² 更衣室 81m ² 監視室 9m ²
ユリノキ 広場		クレイ舗装、一部芝生
エノキ 広場		クレイ舗装、一部芝生
緑地広場		芝生広場、健康遊具4台(腹筋台、平均台、平行棒、ジャンピングタッチ)
南駐車場		普通車214台、うち車椅子用4台
北駐車場		普通車215台、うち車椅子用4台
園路 園地		アスファルト舗装・インターロッキング舗装 モニュメント 「草薙の剣」(六方石・ステンレス製) 「甦える感動」(ブロンズ製) 「世界新記録樹立記念モニュメント」(御影石・しんちゅう製) 「高校総体記念モニュメント」(ブロンズ・ステンレス製)

(3) 管理施設、便益施設等

名称	数量	施設内容
切符売場	1 か所	野球場城外切符売場 20 m ² RC
四阿	2 か所	庭球場東側休憩舎 1、緑地広場 1
屋外便所	11 か所	球技場北側公衆便所 コンクリートブロック造 球技場南側公衆便所 コンクリートブロック造 庭球場東側公衆便所 コンクリートブロック造 庭球場公衆便所 鉄筋コンクリート造 庭球場南側便所（六角トイレ） 鉄筋コンクリート造 庭球場多目的便所 鉄筋コンクリート造 児童広場公衆便所 コンクリートブロック造 ユリノキ広場公衆便所 鉄筋コンクリート造 補助競技場公衆便所 コンクリートブロック造 補助競技場多目的便所 コンクリートブロック造 軟式スタンド兼便所 鉄筋コンクリート造
工作物		遊具、ベンチ等

II 管理業務

1 共通事項

- (1) 管理業務の対象は、I に示す管理面積全体（26.427ha）とする。
- (2) 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理業務を行うこと。
- (3) 指定管理者は、建物・設備、運動器具及び遊具等を正常に保持し、適正な利用に供するよう日常及び定期点検を実施し、施設又は設備等の異常を発見した場合には、必要に応じて当該施設又は設備等の利用を直ちに中止し、その異常の詳細を確認するなど、公園施設の安全管理の徹底を図ること。
- (4) 施設の維持管理等に関して標準的な業務量については、概ね表-1 から表-11 までで示している数値、頻度等のおりである。申請者は、これらの数値を参考として、事業計画書の中で管理方法を提案すること。なお、申請者は必ずしもここに掲げられた数値等に拘束される必要はないが、施設、設備等の適切な維持管理水準は確保すること。
また、申請者は、これ以外に施設、設備等の適切な維持管理のために必要な業務を行うこと。
- (5) 緊急時の連絡体制（外部からの応援体制の確保を含む）の整備、点検を含む平時の業務マニュアルや事故発生時の応急対策などを記載した危機管理マニュアル等の整備、緊急時に備えた訓練や職員に対する研修実施による、安全管理意識及び知識の向上など、危機管理体制について十分検討の上、整備すること。
- (6) 運動施設においては、取扱いに特別な知識、技能が必要又は取扱いに危険を伴うおそれのある運動器具（重量のあるサッカーゴール等）の設置・撤収に際しては、職員を立ち合わせたり、事前に利用者に対して取扱いの説明・講習を実施するなど、利用者の安全確保のため、適切な措置を講じること。また、不備があると安全上問題のある器具等については、必要に応じて、利用日報の作成（利用者に記載を依頼、又は利用終了時、職員による状況の聞き取り）等を実施し、運動器具等の安全管理の徹底を図ること。
- (7) 施設、設備、貸付備品の改修、補修で1箇所1工種あたり30万円未満のものを行うこと（費用は委託料に含まれる。）。

2 維持管理業務

(1) 留意事項

安全面、衛生面、機能面の確保がなされ、公園として、安全かつ快適に利用できるよう適切な管理を行う。定期的な施設点検と補修及び日常清掃などの保守管理を行う。

(2) 維持管理基準の概要

①建物等の機能維持

建物等の機能維持を図り、適正な利用を供するよう必要に応じて部品交換や補修・修繕を行う。

②建物等特別巡回点検

建物や外溝等の巡回点検を年1回行う。

【参考】表-1 草薙総合運動場建物等特別巡回点検項目(12ページ)

③硬式野球場外野スタンド下貯留槽の点検

硬式野球場外野スタンド下貯留槽の点検を月1回行い、異常時には速やかに必要な措置をとる。

④不動橋の橋梁点検

近接目視による橋梁点検を5年に1回行う。

【参考】橋梁点検業務委託に係る特記仕様書(13~16ページ)

⑤建築基準法第12条に基づく点検

対象施設につき、法令に定められた時期に点検を行う。

【参考】対象施設と点検時期(46ページ)

⑥災害対策

防災・消防計画の策定や、防災訓練等を実施する。

⑦事故等の対応

管理区域内で事故等が発生した場合には、関係者を指揮して緊急に必要な措置を講じるとともに、速やかに県及び関係機関に報告する。

⑧業務記録

実施報告書等を作成し、県からの照会等に対応出来るようにしておく。

3 樹木・植物管理業務

(1) 留意事項

樹木、草地(芝生)の管理に当たって、病虫害防除や施肥の実施、樹木の剪定等は、各植物の特性に応じて最も適切な時期や方法を選び管理する。

幼木等には八つ掛け支柱を設置するなど生育に配慮し、また、危険防止のために枯損木や枯れ枝は早期発見し、除去を行う。

作業にあたっては、来園者の利用の妨げとならないように配慮するとともに、危険があると思われるときは、危険防止の措置をとらなければならない。

(2) 管理基準の概要

①樹木管理

・樹木を健全に生育管理するため、施肥、病虫害防除、八つ掛け支柱設置、樹木補修(枯損木

処理、風倒木処理などその他植栽地の管理)、剪定、刈り込みなどの必要な育成管理を行う。

②草地、花壇管理

- ・草地管理は、草木を健全に生育管理するため、抜き取り除草、薬剤除草、施肥、目土、などの必要な育成管理を行う。
- ・樹木、株物、棚等を損傷しないよう注意し、公園利用者が快適に利用できるよう、適切に刈り込み等を行う
- ・花壇管理は、草花が発育良好で病害虫に侵されていないものとし、公園の修景上適切な管理を行う。

③芝生地管理

- ・芝生地管理は、芝生を健全に生育管理するため、刈り込み、施肥、目土、ブラッシング、補植などの必要な育成管理を行う
- ・運動施設内の芝生地管理については、全県トップレベルの大会等の使用に供することができるよう、下記の現状運用を参考として、十分な芝養生期間を確保するとともに、適切なコンディションを維持すること

施設名	供用日数	維持管理水準
野 球 場	概ね 300 日	県内最高水準の競技大会が開催可能な水準
軟 式 野 球 場	概ね 300 日	アマチュアの一般的な競技大会が開催可能な水準
陸 上 競 技 場	概ね 120 日	県内最高水準の競技試合及びプロサッカーチームの試合が開催可能な水準
補助競技場フィールド	概ね 300 日	アマチュアの一般的な競技大会が開催可能な水準
球 技 場	概ね 140 日	県内最高水準の競技大会が開催可能な水準

【参考】表－2 園地管理面積数量表 (17～18 ページ)

表－3 運動施設芝生地管理面積数量表 (19 ページ)

4 施設等管理業務

(1) 留意事項

安全面、衛生面、機能面の確保がなされ、公園として、安全かつ快適に利用できるよう適切な管理を行う。

日常及び定期的な施設点検と補修、清掃などの保守管理を行う。

(2) 施設管理基準の概要

①日常清掃

ア 屋外清掃 (園路・園地、広場)

- ・園地・園路のごみ拾い、ごみ処理、落葉収集、落葉処理、排水路及び受柵の清掃及び処理、園地・園路の草取り、園路排水、四阿、ベンチの掃き掃除及びごみ拾いなど公園利用者が快適に利用できるよう、適切に行う。

- ・園地内の花壇種苗管理については、公園の修景上適切な管理を行う。

イ 屋外清掃（運動施設）

- ・グラウンドキーパー作業、グラウンドやコート内のかき均し、不陸整正、石拾い、ごみ拾い、落葉拾いなど、運動施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、適切に行う。

ウ 建物内清掃

- ・床面清掃、除塵、汚損部分の除去、施設内のごみの収集及び集積など公園利用者が快適に利用できるよう、適切に行う。

エ トイレ清掃

- ・園内トイレの便器、洗面台及び灰皿等の洗浄、汚物類の収集と処理、床面掃き拭き、壁面及び鏡の雑巾がけ、トイレットペーパー及び液体洗剤の補充など公園利用者が快適に利用できるよう、適切に行う。

オ ごみ搬送

- ・園内ごみ箱内のごみの収集、運搬及びごみ箱の清掃、各施設内で収集されたごみの運搬など公園利用者が快適に利用できるよう、適切に行う。

カ 屋内運動場人工芝保守点検

- ・屋内運動場人工芝（2,480 m²）の定期点検を年1回行う。（人工芝専用メンテナンスマシン使用、ブラッシング捲き起こし）

②建物内定期清掃

ア 床面清掃

- ・コンクリート及びアスファルト部分は、自在ほうき等で掃き掃除後、汚損箇所を水洗いし、モップ等で拭く。
- ・モルタル及び木製フローリング部分は、自在ほうき等で掃き掃除後、汚損箇所を水洗いし、モップ等で拭く。

イ 床面洗浄ワックス塗布

- ・床面を中性洗剤で洗浄後、樹脂ワックス又は木床用ワックスを塗布する。

ウ 窓ガラス清掃

- ・すす払いを実施後、窓ガラスの両面を洗剤を使用し、清掃する。

エ 害虫駆除（施設内 適宜）

- ・施設内における衛生的環境を保持するため、こん虫等駆除を行う。
- ・薬品を使用する場合には、周囲の環境が汚染されないよう配慮すること。

【参考】表—4 維持管理業務数量表（20～24 ページ）

表—5 清掃業務委託仕様表（25～30 ページ）

③一般廃棄物処理

- ・公園利用者が快適に利用できるよう、適切な処理を行うとともに作業中は来園者等に支障とならないよう、十分に配慮する。

- ・施設内に分別保管用のクリーンボックスを設置し、可燃ごみ、不燃ごみ、リサイクルゴミ（古紙類）、リサイクルゴミ（ビン類）、リサイクルゴミ（カン類）に分別回収し、処理をする。

④ 警備業務

- ・園内の事故発生の予防に努め、異常を発見した場合は直ちに適切な措置をとるなど安全、快適な環境を作る。

【参考】表—6 警備業務（31 ページ）

(3) 設備管理基準の概要

① 設備管理保守点検

- ・施設内設備、各種機器の保守管理、衛生管理点検業務を適正に行い、事故発生の予防に努め、異常を発見した場合は直ちに適切な措置を取るなど、適法性及び各設備機器の耐久性を確保する。
- ・保守員には、電気工事士、ボイラー技士等業務に必要な有資格者を含める。

【参考】表—7 設備管理保守点検表（32～33 ページ）

② 自家用電気工作物保安

- ・電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しない恐れがあるときは、必要な措置を取る。
- ・電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合は、事故原因を探し、応急措置をするとともに、必要に応じて電気事業法第 106 条の規定に基づく電気関係報告規則に定める報告の作成及び手続きを行う。
- ・電気事業法第 107 条第 2 項に規定する立ち入り検査の立会いを行う。

【参考】表—8 電気工作物点検、測定試験の基準（34 ページ）

③ 消防設備保守

- ・園内の消防設備の保守管理を適正に行うことにより、火災発生の予防に努め、異常を発見した場合は直ちに適切な措置を取るなど、適法性及び各設備機器の耐久性を確保する。

【参考】表—9 消防設備保安表（35 ページ）

④ 空調設備保守

- ・建物に設置されている空調設備機器の安全かつ効率的な操作と適切な保守整備を行い、故障の防止に努めるとともに、万一異常若しくは異常を予測した場合は、適切な措置をとる。
- ・設備の点検とともに異常の有無の確認、消耗品の補充、交換、故障・異常個所の適切な措置、機器装置の清掃手入れ等を実施する。

【参考】表—10 空調設備保守管理表（36～40 ページ）

⑤ その他付帯設備保守

- ・安全面、衛生面、機能面の確保がなされ、公園として、安全かつ快適に利用できるよう適切な管理を行う。
- ・設備の点検とともに異常の有無の確認、消耗品の補充、交換、故障・異常個所の適切な措置、機器装置の清掃手入れ等を実施する。
- ・運動施設付帯設備や、備品の保守点検については、全県トップレベルの大会の使用に供することができるよう、保管場所や保管状態にも十分留意し、適切なコンディションを維持すること

【参考】表—11 その他付帯設備保守管理表（44～45 ページ）

⑥ 建築基準法第 12 条に基づく点検

対象施設につき、法令に定められた時期に点検を行う。

【参考】対象施設と点検時期（46 ページ）

(4) 特定産業廃棄物の保管

- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）については、同法、同法施行令及び同法施行令等の関連法規に基づいて、適切に保管する。（排出は、県が行う。）
- ・指定管理者は、静岡県草薙総合運動場の事業所内に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 8 項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを置くこととする。

(5) 児童広場遊具等の点検

国土交通省「都市公園における遊具安全確保に関する指針（改訂第 2 版）」、並びに社団法人日本公園施設業協会「遊具の安全に関する基準 JPFA-S：2014」に基づき、社団法人日本公園施設業協会が認定した公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士による遊具の定期点検を年 1 回実施する。

定期点検においては、次に掲げる対象遊具について、摩耗状況並びに経年変化などについて点検する「劣化診断」と遊具形状や安全領域等の基準に対する妥当性を評価する「規準診断」の両方とも実施し、総合判断を行い、JPFA-S：2014 に準拠した点検報告書を作成する。

なお、診断にあたっては、目視、触手、聴音、振動の手法をもって行う。

<対象遊具>

○自動広場

- ・木製複合遊具 1 式
- ・スプリング遊具 3 台（レオ、パンダ、ゾウ）
- ・砂場 1 式

○緑地広場

健康遊具 4 台（腹筋台、平均台、平行棒、ジャンプタッチ）

Ⅲ 施設運営業務

1 留意事項

- ・公園利用者が安全、安心、快適に利用できるよう、節度ある接遇及び運営を行うこととする。
- ・有料公園施設（野球場、軟式野球場、庭球場、体育館、屋内運動場に限る。）の利用受付、利用承認には、静岡県施設予約システム「とれるnet」（インターネットによる予約システム）を利用することができる。同システムを利用せず、自らシステムを構築することも可とする。
- ・無料施設のうち、利用受付が必要な施設（ユリノキ広場、エノキ広場等）については、適切な利用受付を行うこと。
- ・このはなアリーナを含め、県民スポーツの拠点として「興行」を主としていない運営方針から、興行場営業許可を受けていない施設があるので、興行目的の貸し出しに注意すること。
- ・公園利用者に対し、適切な利用案内、利用指導を行うこと。
- ・キャッシュレス対応のため、クレジットカード、電子マネー及びQRコードによる支払いを可能とすること。なお、業務実施にかかる費用は指定管理者の負担とする。使用する機器については、現指定管理者と協議のうえ整備済みの物品（iPad 6 台、Wi-Fi ルーター 6 台、決済端末機）を引き続き使用するか、または新指定管理者にて用意すること。

2 施設運営業務の概要

(1) 受付、案内業務等

- ・有料公園施設の受付及び案内業務（優先使用団体受付及び団体間調整を含む。）
- ・施設利用案内業務
- ・備品貸出業務
- ・応急救護業務

(2) 施設の運営

各施設を利用者の安全、快適な利用に供するとともに、質の高いサービスを提供し、利用率の向上を目指す。

- ① 野球場
- ② 軟式野球場
- ③ 陸上競技場
- ④ トレーニングルーム（陸上競技場内）
- ⑤ 補助競技場
- ⑥ 球技場
- ⑦ 庭球場
- ⑧ 体育館（メインフロア・サブフロア）
- ⑨ 屋内運動場
- ⑩ 水泳場
- ⑪ 児童プール
- ⑫ 広場（3か所）

Ⅳ 事業運営業務

1 基本的考え方

県営都市公園経営基本計画（以下「基本計画」という。）に定める基本計画の目的、草薙総合運動場の設置目的、役割・位置付け、戦略項目に沿った施策を展開する。

2 基本計画の目的等

(1) 基本計画の目的

- ・利用者満足度の向上
- ・効果的で効率的な運営
- ・安全・安心を目指した公園管理

(2) 草薙総合運動場の設置目的

県中部地域のスポーツの拠点となるとともに、その立地、歴史を踏まえ、全県レベルの利用も視野に入れ、地域や利用者が交流できる場としての公園運営を目指す。

(3) 草薙総合運動場の役割・位置づけ

- ・野球場、このはなアリーナを活用してスポーツ振興、地域振興の役割を果たす。
- ・県中部地域を代表する競技施設、また、小笠山運動公園にない施設については、引き続き県の頂点となる施設としての役割を果たす。
- ・市街地の中の憩いの場としての役割を果たす。

(4) 草薙総合運動場の戦略項目

- 戦略1 多様なスポーツに親しむ拠点としての機能充実
- 戦略2 地域利用・地域連携の促進
- 戦略3 利用者サービスの向上
- 戦略4 安全・安心の提供

3 留意事項

次を踏まえ、指定管理者の持つノウハウの活用や創意工夫により、効果的な施策を実施すること。

- (1) 基本計画の目的、草薙総合運動場の設置目的、役割・位置付けに基づき、戦略項目に掲げられた施策を実施する。
- (2) 「戦術」に挙げられていない施策であっても、基本計画の目的、草薙総合運動場の設置目的、役割・位置付け、戦略項目に沿ったものであれば、実施できる。

V その他

1 記録等の作成及び保存

- ・管理運営並びに経理状況に関する帳簿類は常に整理し、県から公園の管理運営業務又は経理状況に関する報告や実地調査を求められた場合には、速やかに県の指示に従い、誠実に対応すること。
- ・管理運営業務の作業、実施状況等の記録類及び記録写真について県から請求のあった際は、速やかに県の指示に従い、誠実に対応すること。
- ・自主事業その他の理由により、自ら有料公園施設を使用した場合は、使用した施設、使用日時、利用料金相当額を、行為の許可を要する行為を行った場合は、行為の内容、行為の日時、利用料金相当額を書類や帳簿等により明確にしておくこと。

2 県からの要請への協力

- ・県から、公園管理運営並びに公園の現状等に関する調査又は作業の指示等があった場合には、適切な対応を行うこと。
- ・その他県が実施又は要請する事業に対しては、積極的な支援協力を行うとともに実施にも支援協力を行うこと。

3 災害時等における施設使用

- ・東海地震等大規模災害が発生し、静岡市又は県危機管理部との覚書等に基づく申請等があったときは、静岡県草薙総合運動場の一部または全部を、救援・救助活動のための拠点として利用に供すること。この場合、県庁に災害警戒本部、災害対策本部が設置された時点で、他の施設使用順位よりも優先させるものとする。

4 地域行事等への協力

次に掲げるもの及びその他の地域行事の運営に協力すること。

- (1) 地元町内会（栗原町内会）が実施する消防防災訓練に当たっては、無料園地（ユリノキ広場）の貸し出し等について協力すること。
- (2) 利用団体が管理する備品のうち、公園施設の機能の向上に資するものとして草薙総合運動場において保管場所を提供しているものについて、現在既に県との協議が整っているものは、引き続き保管場所の提供をもって行うこと。（ただし、新たに利用者団体が備品を公園施設において恒常的に保管しようとする場合は、予め県との協議が必要となる。）

5 インターネット環境の維持

有料施設や園内会議室でのインターネット環境の整備について、公園利用者の利便性向上のため、引き続き適切な業者と契約し、以下のインターネット環境を維持すること。

回線	室場名
1	陸上競技場 審判室
	陸上競技場 大会役員室
	陸上競技場 本部室
1	庭球場 2階会議室
1	体育館 大会役員室
	体育館 審判員室
1	硬式野球場 1塁側会議室1
	硬式野球場 1塁側会議室2
	硬式野球場 1塁側会議室3
	硬式野球場 1塁側大会議室
	硬式野球場 3塁側会議室1
	硬式野球場 3塁側会議室2
	硬式野球場 3塁側会議室3

表－１ 草薙総合運動場建物等特別巡回点検項目

区分	点検対象物	目視または触手による点検項目		備考	
建物	外壁	クラック、浮き、剥落、欠損はないか			
		鉄筋の露出はないか			
		シーリングのひび割れ、剥離はないか			
		金属部の錆はないか			
		仕上げ材の表面劣化はないか			
		出入口に浮き、剥落、欠損はないか			
	内部	床	剥がれ、浮き、破損はないか		
		壁	漏水、亀裂、剥落はないか		
		天井	漏水、亀裂、剥落はないか		
		建具	破損、不具合はないか		
		バルコニー ベランダ	亀裂、柵のぐらつき、破損はないか		
		避難通路	避難通路は確保されているか		
		防火扉	開閉の支障になるものは置かれてないか		
外構	塀	損傷、変形、腐食、発錆はないか			
	路面	陥没、破損はないか			
	外灯	支持金具等に損傷、変形、腐食はないか			
	樹木	利用者や近隣、通行に支障はないか			
	フェンス、バリカー	損傷、変形、腐食、破損はないか			
その他					

*点検方法は目視点検（手摺等は触手）とし足場等の仮設材は使用しない。

*施設毎に記録を作成し、問題点がある項目については備考欄に詳細を記入すること

【参考】 橋梁点検業務委託に係る特記仕様書

※県発注の場合の本仕様書に準じて点検を行うこと

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、静岡県が発注する「平成〇〇年度（〇）〇〇〇線外 防災・安全交付金（橋梁点検）業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

本業務は、静岡県内にある橋梁の定期点検（以下「点検」という）を行うものであり、本特記仕様書は「業務委託共通仕様書 平成11年度版 静岡県土木部監修（財）静岡県総合管理公社建設技術部」（以下、「共通仕様書」という）を補完するものである。

第2条 業務目的

本業務は、「静岡県橋梁点検マニュアル改定版 平成26年10月 静岡県交通基盤部道路局道路整備課」（以下「点検マニュアル」）に基づき、静岡県（及び県内市町）が管理する橋梁について点検を行い、橋梁の損傷及び変状を早期に発見し、安全かつ円滑な交通を確保するとともに、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

第3条 業務範囲

業務対象範囲は、設計図書で定める橋梁とする。

第4条 適用基準等

業務の実施は、本特記仕様書によるほか、以下の基準等に準拠して実施する。

- 1) 業務委託共通仕様書 平成11年度版 静岡県土木部監修（財）静岡県総合管理公社建設技術部
- 2) 静岡県橋梁点検マニュアル改定版 平成26年10月 静岡県交通基盤部道路局道路整備課
- 3) 道路橋定期点検要領 平成26年6月 国土交通省道路局
- 4) 橋梁における第三者被害予防措置要領（案）平成16年3月 国土交通省道路局 国道・防災課
- 5) その他 関連基準

第5条 業務内容

1. 計画・準備

（1）業務計画書作成

共通仕様書第1110条に基づき、業務計画書を作成し監督員に提出する。なお、共通仕様書第1110条に定める事項に加え、安全管理計画についても記載する。また、現地踏査の結果等により、内容に変更が生じた場合は、監督員と協議のうえ必要に応じ、変更業務計画書を提出するものとする。

（2）資料収集

業務目的を把握した上で、橋梁台帳等の点検に必要となる既存資料を収集整理する。また、貸与された「静岡県橋梁点検調査作成システム」（以下「点検システム」という）を使用して橋梁諸元を入力する。

（3）現地踏査

点検に先立って、現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握するほか、点検に伴う交通規制の要否、近接方法等（仮設備や建設機械）について、概況を調査し記録する。

（4）点検実施計画書作成

現地踏査終了後、速やかに点検実施計画書を作成し、監督員に提出する。なお、点検実施計画書に記載する事項は次のとおりとする。

- 1) 対象橋梁位置図（全体）
- 2) 現地踏査の調査記録（橋梁毎）
- 3) 橋梁点検方法（橋梁毎）
- 4) 実施体制（橋梁毎）
- 5) 実施工程表（橋梁毎）
- 6) 仮設備計画（橋梁毎）
- 7) 使用建設機械（橋梁毎）
- 8) 安全管理計画（交通規制含む）（橋梁毎）
- 9) 環境対策（橋梁毎）
- 10) 連絡体制（緊急時含む）（橋梁毎）
- 11) その他監督員が必要と認めたもの

(5) 関係機関協議

必要に応じて、関係機関協議及び資料収集を行う。

(6) 現地計測

一般図やマイクロフィルム等の既存資料が無く、損傷図の作成が困難な場合は、点検に最低限必要な橋梁一般図を作成する。

2. 定期点検（A）及び定期点検（B）

橋梁毎に発注者が指定する点検種別（定期点検（A）及び定期点検（B））にて点検を行う。

(1) 近接目視

点検は、全ての部材に対してその状況を把握することが必要であり、原則として全ての部材に手で触れられるまで近接して部材の状態を評価する。必要に応じて触診や打音検査を含む非破壊検査等を併用し、対象範囲や方法については「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）平成16年3月 国土交通省道路局 国道・防災課」を参考にする。必要に応じて、橋梁一般図修正のための簡易な現地計測（補修補強箇所追加や添架物件追加等）を実施する。

また、点検は、梯子、点検車、足場等を利用して部材に近接するものとするが、近接目視が物理的に困難な場合は、技術者が近接目視によって行う評価と同等の評価が行える方法を、監督員との協議により採用してよい。

なお、直ちに対策が必要と判断される損傷を発見した場合には、速やかに監督員に連絡する。添架物件に損傷を発見した場合も監督員に連絡する。

(2) 損傷の評価・損傷状況の記録

損傷程度の評価は、点検マニュアルに基づき行う。定期点検（A）で作成する損傷図は、「静岡県橋梁点検マニュアル改定版 平成26年10月」の記載例を参考に、補修工法を検討する際に、補修数量が把握できる内容とすること。

(3) 健全性の診断

点検システムを使用して、健全度Ⅰ及び健全度Ⅱを算出するとともに、部材単位毎及び橋梁毎に健全性の診断（Ⅰ～Ⅳの判定）を行う。

(4) 第三者被害予防措置（打音検査）

- ① 桁下を道路が交差する場合
- ② 桁下を鉄道が交差する場合

③ 桁下を公園あるいは駐車場として使用している場合

④ 接近して側道又は他の道路が併行する場合

等、第三者被害の危険性が想定される橋梁において、点検時にうき・はく離が確認された場合は、監督員との協議のうえ「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）平成16年3月 国土交通省道路局 国道・防災課」により必要範囲について打音検査、応急措置、防錆処理、現地での記録を行い、これに伴う点検結果は損傷図に追記する。

3. 報告書作成

点検結果は、発注者から貸与された点検システムを使用し、定められた様式（電子データ）に必要な事項を入力し、点検結果のデータ処理、橋梁一般図の編集、橋梁点検調査表の作成、損傷図の作成、損傷写真等の登録・編集を行い、点検結果に関する帳票類と橋梁診断書をまとめて報告書を作成する。なお、点検記録表（国様式）の点検責任者の欄には、健全性の診断（Ⅰ～Ⅳ）まで行った点検員の氏名を記入すること。

次回点検の参考とするため、各橋梁について、桁下状況、交通規制の有無、点検の所要時間、使用した仮設備と建設機械の情報を様式に記載すること。点検に仮設備と建設機械を使用した場合は、使用状況が確認できるように点検の様子を撮影して報告書に収めること。

市町管理の橋梁と一括して行う業務では、点検に用いた仮設備、建設機械、交通整理人の数を県管理分と市町管理分でそれぞれ集計を行い、監督員に提出すること。

第6条 管理技術者の配置及び資格

本業務では、静岡県業務委託契約約款第10条及び共通仕様書第1106条で規定する管理技術者を配置しなければならない。なお、本業務の管理技術者については、以下のいずれかの資格を有することとする。

ア 技術士（総合技術監理部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）

イ 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）

ウ R C C M（鋼構造及びコンクリート、又は、道路）

エ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級：メンテナンス、又は、橋梁）

オ コンクリート診断士（コンクリート橋の診断に限る）※

カ 土木鋼構造物診断士（鋼橋の診断に限る）※

※オ・カについては、対象橋梁として、コンクリート橋と鋼橋の両方が混在する場合は、オ・カ双方の資格を有していなければならない。

なお、管理技術者は、第7条に該当する資格を有する場合、担当技術者を兼務できる。

第7条 担当技術者の配置及び資格

橋梁点検は以下に示す①～⑥のいずれかの資格を有する者が行い、1つの橋梁について点検から診断までを行うこと。

① 技術士（総合技術監理部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）

② 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）

③ R C C M（鋼構造及びコンクリート、又は、道路）

④ 土木学会認定技術者（特別上級：メンテナンス）

⑤ 土木学会認定技術者（上級：メンテナンス、又は、橋梁）

⑥ 土木学会認定技術者（1級：メンテナンス、又は、橋梁）

- ⑦ 道守コース
- ⑧ 特定道守（鋼構造）コース※
- ⑨ 特定道守（コンクリート構造）コース※
- ⑩ 土木鋼構造診断士※
- ⑪ コンクリート構造診断士※

※⑧～⑪は、該当する橋種のみ点検・診断を行うことができる。対象橋梁として、コンクリート橋と鋼橋の両方が混在する場合は、双方の資格を有していなければならない。ただし、同一者に限らない。

上記以外の資格が国土交通省登録技術者資格として認められた場合は対象とする。

複数の点検対象橋梁がある場合には、複数の担当技術者を配置しても良い。

上記資格を有しない者は点検補助員とする。

第8条 安全管理

受注者は、点検作業中において交通状況に即した適切な保安施設等を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。

第9条 関係機関協議資料作成

橋梁点検に必要な関係機関との諸手続きを行うほか、必要な資料の収集、説明用・協議用資料の作成を行う。

第10条 打合せ協議

打合せは、下記の区切りにおいて行うものとする。市町管理の橋梁と一括して行う業務では、市町担当者の同席のうえ各打合せを行うこと。

1) 業務着手時

業務計画書等を基に、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、橋梁点検に必要な資料等の貸与を行う。

2) 中間打合せ

現地踏査終了時または現地での点検終了時等の区切りにおいて1回行う。応急対策が必要な場合や、本庁との打合せが必要となった際には、打合せを追加する。

3) 業務完了時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

4) その他監督員が必要と認めた場合

第11条 資料の提供

本業務に必要な資料及び点検システムは、発注者より受注者へ提供または貸与する。

第12条 成果品

報告書と点検結果等の電子データを格納したCD：2部、紙：2部。市町管理の橋梁と一括して行う業務では、成果品の必要な範囲についてCD：1部、紙：1部を該当市町分追加する。

第13条 その他

本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

表—2 園地管理面積数量表

1 業務対象数量

	周辺面積(m ²)	裸地(m ²)	上木(本)	玉物(本)	寄植え(m ²)
硬式野球場	2,116	591	199	97	1,229
軟式野球場	4,047	0	207	85	330
陸上競技場	9,339	0	277	50	515
補助競技場	5,851	0	154	53	351
庭球場	2,984	993	464	287	988
体育館	5,911	1,787	89	250	0
球技場	1,516	0	237	431	619
屋内運動場	234	234	0	0	0
屋内水泳場	1,432	811	153	18	365
ユリノキ広場	6,164	0	38	167	71
エノキ広場	735	1,248	80	50	215
緑地広場	1,681	3,498	262	51	208
北駐車場	970	0	85	9	332
南駐車場	2,389	923	164	87	468
市道(外周部)	2,868	0	0	0	0
合計	48,237	10,085	2,409	1,635	5,691

2 業務数量表(芝生地管理、裸地管理)

(単位：m²)

	芝生管理								裸地管理	
	芝生機械刈		施肥		抜取除草		薬剤散布		除草剤散布	
	業務面積	回数	業務面積	回数	業務面積	回数	業務面積	回数	業務面積	回数
硬式野球場	2,116	3	2,116	2	212	2	2,116	5	59	2
軟式野球場	4,047	3	4,047	2	405	2	4,047	5		
陸上競技場	9,339	3	9,339	2	934	2	9,339	5		
補助競技場	5,851	3	5,851	2	585	2	5,851	5		
庭球場	2,984	3	2,984	2	298	2	2,984	5	99	2
体育館	4,672	3	4,672	2	468	2	4,672	5	179	2
球技場	1,516	3	1,516	2	152	2	1,516	5		
屋内運動場										
屋内水泳場	1,432	3	1,432	2	143	2	1,432	5	81	2
ユリノキ広場	6,164	3	6,164	2	616	2	6,164	5		
エノキ広場	735	3	735	2	74	2	735	5	125	2
緑地広場	1,681	3	1,681	2	168	2	1,681	5	350	2
北駐車場	970	3	970	2	97	2	970	5		
南駐車場	2,389	3	2,389	2	239	2	2,389	5	92	2
市道(外周部)	1,993	3	1,993	2	199	2	1,993	5		
合計	45,889	3	45,889	2	4,590	2	45,889	5	985	2

薬剤散布：除草剤(1)、除草剤+殺虫剤+殺菌剤(1)、育成調整剤(1)、殺虫剤(1)、殺虫剤+殺菌剤(1)

3 業務数量表（樹木管理）

（単位：本、㎡）

	上木			玉物		寄植え				薬剤散布 (生垣) 業務面積
	弱剪定 (1回)	施肥 (1回)	薬剤散布	刈込 (1回)	施肥 (1回)	刈込		施肥 (1回)	薬剤散布	
						1回目	2回目			
業務本数	業務本数	業務本数	業務本数	業務本数	業務本数	業務面積	業務面積	業務面積	業務面積	業務面積
硬式野球場	100	40	199	49	97	1,229	369	1,229	1,229	1,229
軟式野球場	104	41	207	43	85	330	99	330	330	330
陸上競技場	139	55	277	25	50	515	155	515	515	515
補助競技場	77	31	154	27	53	351	105	351	351	351
庭球場	232	93	464	144	287	988	296	988	988	988
体育館	89	89	89	250	250					
球技場	119	47	237	216	431	619	186	619	619	619
屋内運動場										
屋内水泳場	77	31	153	9	18	365	110	365	365	365
ユリノキ広場	19	8	38	84	167	71	21	71	71	71
エノキ広場	40	16	80	25	50	215	65	215	215	215
北駐車場	43	17	85	5	9	332	100	332	332	332
南駐車場	82	33	164	44	87	468	140	468	468	468
(仮称)緑地広場	131	52	262	26	51	208	62	208	208	208
市道（外周部）										
合計	1,252	553	2,409	947	1,635	5,691	1,708	5,691	5,691	5,691

薬剤散布：殺虫剤(2)、殺菌剤(1)

施肥：上木・玉物…つぼ肥、寄植え…置肥

表—3 運動施設芝生維持管理面積数量表

1 業務対象数量

(単位：㎡)

	面積	うち損傷部		うちフィールド
		センターサークル周辺	サイドライン際	
硬式野球場	8,308	—	—	—
軟式野球場	6,161	—	—	—
陸上競技場	7,314	—	—	—
補助競技場(フィールドのみ)	8,200	—	—	—
球技場	13,884	490	400	9,710
合計	43,867	490	400	9,710

2 業務数量表(芝生管理)

(単位：㎡)

	芝生管理					
	エアレーション		バーチカルカッティング		目砂散布	
	面積	回数	面積	回数	面積	回数
硬式野球場	8,308	2	8,308	2	8,308	1
軟式野球場	6,161	2	6,161	2	6,161	1
陸上競技場	7,314	2	7,314	2	7,314	1
補助競技場	8,200	2	8,200	2	8,200	1
球技場	13,884	2	13,884	4	13,884	2
	(外周) 490	1				
合計	88,224	—	115,502	—	57,751	—
備考	コアリング φ12			洗い砂 t=3mm		

3 業務数量表(その他)

(単位：㎡)

	除草剤散布(冬芝⇒夏芝)		芝刈(夏芝⇒冬芝)		播種(夏芝⇒冬芝)	
	面積	回数	面積	回数	面積	回数
硬式野球場	—	—	—	—	—	—
軟式野球場	—	—	—	—	—	—
陸上競技場	—	—	—	—	—	—
補助競技場	—	—	—	—	—	—
球技場	9,710	1	13,884	3	11,652	1
備考	—		—		—	

(注1) 日常的な芝刈、目砂(土)散布、芝補修、芝施肥、サッチ除去については、維持管理業務(表3)に月別の業務数が計上されているので、参考とすること。

(注2) 園地、園路の管理(抜き取り除草)を含む。

表—4 維持管理業務委託仕様

1 概要

業務従事者 勤務体制	4月1日～3月31日（年末年始を除く） 8:30～17:15 園地・園路の清掃業務は毎日 園地・園路の清掃以外の業務は、特に指定する日以外の土曜、日曜、祝日を除く毎日 特に指定する日は、プロ野球、Jリーグ、アマチュア野球公式戦（主要大会）実施日、球技 場ライン引き日	
業務内容	運動施設 硬式野球場、軟式野球場 体育館、陸上競技場 補助競技場、庭球場 球技場、屋内運動場 児童プール、芝圃場	指定された運動施設内における下記項目作業 ・施設の整備（作業計画表による） ・樹木剪定、消毒、施肥、かん水樹木の管理 ・除草、消毒、芝刈、施肥、目土、芝生小破損補修 ・かん水等芝生地及び裸地の管理 ・落葉、ごみ等の清掃、小規模修繕、 特に指示する施設の簡易補修並びに改良 委託者から提供された作業用器具機械、資材の管理
	園地・園路	清掃管理、ゴミ・落葉等の清掃及び収集と所定場所への整理、 除草、花壇・種苗地の造成管理
その他	作業にあたり、施設の美観を維持するよう心がける 作業に必要な資材・機器は、委託者が提供したものを使用する 薬品、作業用機械器具、燃料、油類及び塗料の保管は指定された場所に安全に保管する 作業着手前に業務管理担当者を定め、作業予定就労人数表を提出する 常駐者の住所、氏名、写真を一覧表にして、あらかじめ提出する 業務管理担当者は、週のはじめに前週作業結果報告、当該週作業日程の打ち合わせをする 毎月の作業実績就労人数表を翌月5日までに提出する 作業従事者は、危険があると思われるときは速やかに委託者に報告して、指示を受ける 作業により発生した事故については、全て受託者の責任とする 仕様書に定められた以外のことについては、その都度委託者と協議してその指示に従う	

2 作業基準表

		単位	作業計画数												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
硬式 野 球 場	グラウンドキーパー 的作業	回	4	4	4	4	8	4	4	4	4	4	4	4	52
	内野グラウンドのか き均し、不陸整正	回	4	4	4	4	8	4	4	4	4	4	4	4	52
	グラウンド硬度試験	回	4	4	4	4	8	4	4	4	4	4	4	4	48
	雨によるグラウンド流 出箇所復旧	回		1	2	2	1	1							7

		単位	作業計画数												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
硬式 野球場	芝生の散水	回	1	1	1	3	5	2	2	1			1	1	18
	抜草	日	1	1	1	1				2	1	1	2	1	11
	除草剤、殺菌剤及び 殺虫剤散布	回	1	2	2	1	2	2	1					1	12
	芝刈り	回	1	2	4	4	4	4	3	2					24
	芝生目土（全面）	回												1	1
	芝生の補修	回	2	2	2	2	1							1	10
	芝生の施肥	回	1	1	1			1	1					1	6
	ベース並びに器具の 補修	回			1	1	1	1	1						5
	マウンド並びにホーム ベース取替え	回		1		1	1	1		1				1	6
	グラウンドほぐし （パイプロレイキ）	回		1		1	1	1		1				1	6
	施設の簡易な補修及び 塗装	回				1	1	1	1	1	1	1	1		8
	投球練習場の整備	回	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1	10
	バックネット点検・ 補修	回		1		1		1						1	4
	人工芝の清掃	回	2	2	2	2	2	2	2	2					16
	ラバーフェンスの補 修	回						1					1		2
	塩化カルシウム散布	回										1			1
サッチ除去	回				1		2	1						4	
軟式 野球場	グラウンドキーパー 的作業	回	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	1	2	41
	内野グラウンドのか き均し、不陸整正	回	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	1	2	41
	雨によるグラウンド 流出箇所復旧	回		1	1	1	1	1							5
	芝生の散水	回		2	2	4	4	4	2						18
	抜草	日	1	1	1	1				1	1	1	2	1	10
	除草剤、殺菌剤及び 殺虫剤散布	回	1	2	1	1	1	1	1	1				1	10
	芝刈り	回	2	4	4	4	4	3	2	1					24
	芝生の施肥	回	1	1	1			1	1					1	6
	芝生目土（全面）	回												1	1
	芝生の補修	回	3	3	2	2								1	11
	ベース並びに器具の 補修	回				1		1						1	3
	マウンド並びにホーム ベース取替え	回	1			1			1						3
施設の簡易な補修及び 塗装	回		1			1		1		1		1		5	

		単位	作業計画数													
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
軟式 野 球 場	排水溝内土砂の除去	回			1	1	1	1	1							5
	塩化カルシウム散布	回										1				1
	サッチ除去	回			1				1			1			1	4
	芝刈り	回	3	3	3	3	3	3	4	4	1	1	1	1	30	
	芝生の施肥	回			1		1				1				3	
	除草剤、殺菌剤、殺虫剤散布	回			1		1				1				3	
	芝刈り（スタンド）	回	3	3	3	3	3	3	4	4	1	1	1	1	30	
	芝生の施肥（スタンド）	回			1		1				1				3	
	除草剤、殺菌剤、殺虫剤散布（スタン	回			1		1				1				3	
	芝生の散水	回			3	3	3	3	3						15	
	抜草	日			1	1	1								3	
	芝生の補修	回	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	10	
	砲丸投場の補修	回	1				1					1			3	
	ハンマー投げ及び槍投場の補修	回	1				1					1			3	
	跳躍場の整備	回	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1		1	20	
	全天候型舗装の清掃	回	3	3	3	3	3	3	4	4	1	1	1	1	30	
	建物、施設の簡易な補修及び塗装	回			1				1		1	1		1	5	
	フィールドの不陸補正	回	1	1	1	1	1	1	1	1	1				8	
	運動器具の設置及び除去	回		2	2	2	2	2	2	2	2	1			15	
	グラウンド及び建物内の清掃	回		1	1					1		1			5	
	サッチ除去（グラウンド）	回									1				2	
	サッチ除去（スタンド）	回									1				2	
	ライン引き、消し	回		2	2	2	2	2	2	2	1				15	
補助 競 技 場	芝刈り	回	1	2	3	3	3	3	3	2					20	
	芝生の施肥	回	1	1	1				1	1				1	6	
	芝刈り（コース外側）	回	1	2	3	3	3	3	3	2					20	
	芝生目土（コース外側）	回												1	1	
	芝生の施肥（コース外側）	回	1	1	1				1	1				1	6	
	除草剤、殺菌剤、殺虫剤散布	回	1	2	1	1			1	1	1			1	9	
	抜草	日	1	1						1	1		1	1	7	
	芝生の散水	回	2	1	2	3	3	3	2	2					20	
	砂場、砲丸投場の補修	回	1	2	1	2	1	2	2	2	1	1			14	

		単位	作業計画数													
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
補助競技場	全天候舗装の清掃	回	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	23
	サッチ除去	回			1					1					1	3
	ライン引き、消し	回				1	1	1	1	1	1					6
	芝生の補修（運動場祭りを含む）	回		1	1					8						10
	その他の補修	回	1			1		1	1	1		1	1			7
体育館	観覧席の補修及び取替え	回										2	2		4	
	その他簡易な補修	回		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		10	
庭球場	コート面の補修及び清掃	日	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	コート内側溝の砂除去	日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	施設の簡易な塗装	回			1		1				1				3	
	施設のその他補修	回			1		1				1	1		1	5	
	運動器具の補修及び管理	回		1	1	1					1	1	1		6	
球技場	観覧席の補修	回										1	1		2	
	施設の簡易な塗装	回									1	1	2		4	
	施設のその他補修	回								2	2	3	3		10	
	芝生の散水	回	4				5	5	5	5	5	5	5	5	44	
	抜草	日	2					1			1	1	2	2	9	
	除草剤、殺菌剤、殺虫剤散布	回	2	1	1	1	1	1	1	1				1	10	
	芝刈り	回	3	3			3	4	3	3	4	1		3	27	
	芝生目土（全面）	回											1		1	
	芝生の補修	回	2				1		2	2	2	2	2	2	15	
	芝生の施肥	回	1						4	3	3	1	1	1	14	
	グラウンドの補修	回	1		1		2	1	1	2	2	1	1	1	13	
	サッチ除去	日												1	1	
	ライン引き、消し	回	4	4			2		4	4	4	4	4	4	34	
	寒冷紗の敷設備及び除去	回										2	2	2	1	7
屋内運動場	人工芝の清掃	回	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	
	施設の簡易な補修及び塗装	回	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	施設のその他補修	回	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
児童プール・圃場	児童プールの塗装	回				1									1	
	柵などの塗装	回											2		2	
	施設その他の簡易な補修	回			1						1	2	2		6	
	抜草	日	1	1	1						1	1	1		6	
	芝刈り	日		3	3	3	3	3	2	1					18	
	芝生目土													1	1	
	除草剤、殺菌剤、殺虫剤散布	回	1		1		1	1					1	1	6	
	芝生の施肥	回	1		1				1	1					5	

		単位	作業計画数												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
児童 園場 ・ 圃場	芝生の補植	回	2	2	2										6
	園地周辺の生垣剪定	回		4		4	2		1	1					12
園路・ 園地	園地・園路の清掃、 見回り及びゴミ処理	日	30	31	30	31	31	30	31	30	28	28	28	31	359
	園地・園路の落葉取 集及び処理	日	10	15	15					15	15	8	2		80
	排水路及受柁の清掃 及び処理	回	7	7	7	8	7	7	7	7	5	5	6	7	80
	園地、園路の草取り	日	10	10	10	10	10	10	10	5		10	10	10	105
	園路及び排水路の土 砂処理	回	2	2	3	3	2	2	2	3	3	2	2	2	28
	花壇造り（耕運、石 拾い他）	日	3	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	40
花壇・ 種 苗 管 理	植付け、植替え	日	5	5	3	3	3	3	5	5	5			3	40
	種苗造り	日	3	3	3	3	2	2	3	3	3	2		3	30
	施肥、消毒	回	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	1	33
	草取り	回	5	5	5	5	5	5	5	2	2	2	2	2	45
	散水	回	5	5	5	5	5	5	5	5	5			1	46
	花壇手入れ	回	5	3	3	5	5	5	3	3	1	1	3	3	40
	そ の 他	作業機械整備	回	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2
作業器具の補修		回	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36
木工器具の補修及び 製作		回	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	25
その他の簡易な補修		日	3	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	30

表—5 清掃業務委託仕様

1 概要

対象	草薙総合運動場	
業務従事者 勤務体制	4月1日～6月30日	7:30～16:15 原則全日11名
	9月1日～3月31日（年末年始を除く）	
	7月1日～8月31日	7:30～16:15 原則全日12名
	12月29日～1月3日	勤務を要さない
作業内容	日常清掃…原則毎日1回以上（基準表による） 定期清掃…週、月、年を単位に回数を指定（基準表による） 臨時清掃…委託者が必要と認めた時	
清掃方法	便所	基準表に定める回数のほか、大会等の前後及び委託者が必要と認めた時清掃する。 汚れは洗剤液でよく洗い、塩酸等の薬品使用はなるべく避ける 汚物入れ容器内の汚物は、日常清掃を行う 野外便所11か所及び野球場野外便所は週2回（ただし球技場は週1回）
	窓硝子	野球場、球技場…年2回 屋内プール、陸上競技場、庭球場、体育館、屋内運動場…年6回
その他	委託日報を原則として翌日までに提出する 毎月、委託業務実施確認願を提出する 委託対象に異状を認めたときは、ただちに委託者に報告する 業務従事者の履歴書、写真等の必要書類を提出し、異動があった場合も同様とする 仕様書に定められた以外のことについては、その都度委託者と協議してその指示に従う	

2 基準表（施設別）

①野球場

<留意点>

- 1階の各室及び放送室を重点的に行う
- 玄関入口は、人の出入りが多いため、特に入念に行う
- 大会終了時の清掃は、その都度委託者の指示により行う

作業場所	作業内容	日常清掃					定期清掃			備考	
		床掃き	床拭き	衛生陶器洗浄	鏡拭き	消耗品補給	水洗浄	床面洗浄	ワックス塗布		カーペット洗浄
1階3塁側	競技諸室 ※1									年1	利用前後臨時清掃
	トイレ	日1		週2	週2	適宜	週1				〃
	ロッカールーム・シャワー室	週1		週1							〃
	廊下・展示スペース・ホール	日1	日1								
本部棟	競技諸室 ※2									年1	利用前後臨時清掃
	日直室	適宜	適宜								警備員実施
	会議室（事務室）	日1	適宜							年1	職員実施
	トイレ	日1	日1	週2	週2	適宜	週2				
	廊下・ホール・給湯室	日1	日1								
1階1塁側	競技諸室 ※3									年1	利用前後臨時清掃
	ロッカールーム・シャワー室	週1		週1							〃
	トイレ	日1		週2	週2	適宜	週1				
	廊下・ホール	日1									
スタンド	外野 両翼多目的トイレ	週2		週2	週2	適宜	週2				利用前後臨時清掃
	外野 両翼・センター2Fトイレ	週1		週1			週1（通水）				〃
	内野観覧席及び通路、ウィングシート	月2	月2								汚れている座席の清掃を含む
外野 観覧席及び通路	月1	月1									

- ※1 競技諸室とは、ケイタリングルーム、会議室、来賓室、スタッフルーム、マッサージルーム、役員室・多目的室、ダッグアウト、スウィングルーム、エレベーターを言う。カーペット洗浄はケイタリングルーム、会議室1、来賓室のみ。
- ※2 競技諸室とは、審判員控え室、特別室、記者室、本部室・PC室・放送室、来賓室、医務室を言う。カーペット洗浄は本部室、来賓室のみ。
- ※3 競技諸室とは、ケイタリングルーム、会議室、スタッフルーム、マッサージルーム、役員室・機器室、ダッグアウト、スウィングルームを言う。カーペット洗浄はケイタリングルーム、会議室1、来賓室のみ。

②体育館

作業内容 作業場所		日常清掃						定期清掃			備考
		床掃き	床拭き	衛生陶器洗浄	鏡拭き	消耗品補給	水洗浄	床面洗浄	ワックス塗布	カーペット洗浄	
1階	ロビー	日1	日1					月1	月1		
	通路1	週2	週2					年6	年6		
	通路2	日1	日1					月1	月1		
	通路3	週2	週2					年6	年6		
	通路4	週2	週2					年6	年6		
	男子トイレ1	日1	日1	日1		日1		月1	月1		
	女子トイレ1	日1	日1	日1		日1		月1	月1		
	多目的トイレ1・2	日1	日1	日1		日1		月1	月1		
	男子トイレ2	日1	日1	日1		日1		月1	月1		
	女子トイレ2	日1	日1	日1		日1		月1	月1		
	多目的トイレ3・4	日1	日1	日1		日1		月1	月1		
	男子トイレ3	週2	週2	週2		週2		年6	年6		
	女子トイレ3	週2	週2	週2		週2		年6	年6		
	多目的トイレ5	週2	週2	週2		週2		年6	年6		
	事務室	適宜	適宜							年4	
	特別室(トバ・前室含む)	週1								年4	カーペット吸塵
	医務/給湯室	週1	週1					年6	年6	年4	
	大会運営室(1)	週1								年4	カーペット吸塵
	大会運営室(2)	週1								年4	カーペット吸塵
	放送室	週1								年4	カーペット吸塵
	審判員控え室	週1								年4	カーペット吸塵
	更衣室1	日1	日1					月1	月1		
	シャワー室1	日1	日1					月1	月1		
更衣室2	日1	日1					月1	月1			
シャワー室2	日1	日1					月1	月1			
更衣室3	週2	週2					年6	年6			
シャワー室3	週2	週2					年6	年6			
更衣室4	週2	週2					年6	年6			
シャワー室4	週2	週2					年6	年6			
メインフロア		日1								大会前後臨時清掃	
サブフロア		日1								大会前後臨時清掃	
2階	通路	週1	週1								
	観客入口1	週1	週1					年6	年6		
	観客入口2	週1	週1					年6	年6		
	観客入口2(階段含む)	週1	週1					年6	年6		
	観客男子トイレ1	週1	週1	週1		週1		年6	年6		
	観客女子トイレ1	週1	週1	週1		週1		年6	年6		
観客多目的トイレ1	週1	週1	週1		週1		年6	年6			

2階	観客男子トイレ	2	週1	週1	週1		週1		年6	年6		
	観客女子トイレ	2	週1	週1	週1		週1		年6	年6		
	観客多目的トイレ	2	週1	週1	週1		週1		年6	年6		
	観客席		週1									汚れている座席の清掃を含む
	階段室		週1	週1					年6	年6		

③球技場

作業場所	作業内容	日常清掃						定期清掃		備考
		床掃き	床拭き	衛生陶器洗浄	鏡拭き	消耗品補給	水洗浄	床面洗浄	ワックス塗布	
1階	本部席	週1						年3	年3	大会前後臨時清掃
	来賓席	週1						年3	年3	大会前後臨時清掃
	便所	月1	月1	月1	月1	適宜	月1			大会前後臨時清掃
	観客席	月1								汚れている座席の清掃を含む

④庭球場

作業場所	作業内容	日常清掃						定期清掃			備考
		床掃き	床拭き	衛生陶器洗浄	鏡拭き	消耗品補給	水洗浄	床面洗浄	ワックス塗布	カーペット洗浄	
1階	玄関ホール・ラウンジ									年1	カーペット吸塵適宜
	事務室、医務室							年3	年3		床面剥離洗浄ワックス塗布年1
	男子用便所	日1	日1	日1		適宜	適宜				
	男子用洗面所	日1	日1	日1	日1		適宜				
	女子用便所	日1	日1	日1		適宜	適宜				
	女子用洗面所	日1	日1	日1	日1		適宜				
	男子用更衣室	日1	日1					年3	年3		
	女子用更衣室	日1	日1					年3	年3		
2階	男子用シャワー室	日1	日1				適宜				床面剥離洗浄ワックス塗布年1
	女子用シャワー室	日1	日1				適宜				床面剥離洗浄ワックス塗布年1
	倉庫	適宜	適宜								
	食堂										床面剥離洗浄ワックス塗布年1
	厨房										床面剥離洗浄ワックス塗布年1
	会議室										床面剥離洗浄ワックス塗布年1
	ホール										カーペット吸塵適宜
階段										カーペット吸塵適宜	
屋上										ゴミ拾い適宜	

⑤陸上競技場

<留意点>

1階各室及び3階放送室を重点的に行う

玄関入口は、人の出入りが多いため、特に入念に行う

大会終了時の清掃は、その都度委託者の指示に従う

作業場所	作業内容	日常清掃					定期清掃			備考	
		床掃き	床拭き	衛生陶器洗淨	鏡拭き	消耗品補給	水洗淨	床面洗淨	ワックス塗布		カーペット洗淨
1階	トレーニングルーム	週1	週1								
	第1選手控室	週1	週1								大会前後臨時清掃
	審判員室	週1	週1					年3	年3		大会前後臨時清掃
	大会役員室	週1	週1					年3	年3		大会前後臨時清掃
	本部室	週1	週1					年3	年3		大会前後臨時清掃
	モニターTV室	週1	週1					年3	年3		大会前後臨時清掃
	記録印刷室	週1	週1					年3	年3		大会前後臨時清掃
	放送室	週1	週1							年2	カーペット吸塵適宜
	コンピューター室	週1	週1							年2	カーペット吸塵適宜
	報道関係室	週1	週1					年3	年3		大会前後臨時清掃
	詰所							年3	年3		
	湯沸室(1)							年3	年3		
	女子更衣室(1)	週1	週1					月1			大会前後臨時清掃
	女子シャワー室(1)	週1	週1				適宜	月1			大会前後臨時清掃
	女子便所(1)	日1	週1	日1	日1	適宜	適宜	月1			大会前後臨時清掃
	身体障害者用便所	週1	日1	日1	日1	適宜	適宜	月1			大会前後臨時清掃
	男子更衣室(1)	週1	週1				適宜	月1			大会前後臨時清掃
	男子シャワー室(1)	週1	週1				適宜	月1			大会前後臨時清掃
	男子便所(1)	週1	日1	日1	日1	適宜	適宜	月1			大会前後臨時清掃
	事務室							年3	年3		
	貴賓室									年2	カーペット吸塵適宜
	貴賓室化粧室	週1						月1			
	控室									年2	カーペット吸塵適宜
	湯沸室(2)							月1			
	医務室	週1	週1					月1	月1		大会前後臨時清掃
	男子更衣室(2)	週1	週1					月1			大会前後臨時清掃
	男子シャワー室(2)	週1	週1				適宜	月1			大会前後臨時清掃
	男子便所(2)	日1	日1	日1	日1	適宜	適宜	月1			大会前後臨時清掃
	女子更衣室(2)	週1	週1					月1			大会前後臨時清掃
	女子シャワー室(2)	週1	週1				適宜	月1			大会前後臨時清掃
女子便所(2)	日1	日1	日1	日1	適宜	適宜	月1			大会前後臨時清掃	
女子便所(3)	日1	日1	日1	日1	適宜	適宜	月1			大会前後臨時清掃	
ホール	日1	日1					月1				
北玄関	日1	日1					月1				
南玄関	日1	日1					年3	年3			
廊下	日1	日1					年3	年3			
階段(1)	日1	日1					年3	年3			
フィールド、出入口	日1	日1									

作業内容 作業場所		日常清掃					定期清掃			備考	
		床掃き	床拭き	衛生陶器洗淨	鏡拭き	消耗品補給	水洗淨	床面洗淨	ワックス塗布		カーペット洗淨
2階	第2選手控室							年3	年3		大会前後臨時清掃
	女子更衣室	週1	週1					年3	年3		大会前後臨時清掃
	女子シャワー室	週1	週1				適宜	月1			大会前後臨時清掃
	女子便所(1)	週1	週1	週1	週1	適宜	適宜	月1			7/1~8/31は週1を日1とする
	男子更衣室(1)	週1	週1					年3	年3		大会前後臨時清掃
	男子シャワー室	週1	週1				適宜	月1			大会前後臨時清掃
	男子便所(1)	週1	週1	週1	週1	適宜	適宜	月1			7/1~8/31は週1を日1とする
	女子便所(2)	週1	週1	週1	週1	適宜	適宜	月1			7/1~8/31は週1を日1とする
	男子便所(2)	週1	週1	週1	週1	適宜	適宜	月1			7/1~8/31は週1を日1とする
	身体障害者用便所(1)	週1	週1	週1	週1	適宜	適宜	月1			7/1~8/31は週1を日1とする
	身体障害者用便所(2)	週1	週1	週1	週1	適宜	適宜	月1			7/1~8/31は週1を日1とする
	E V ホール	週1	週1					年3	年3		7/1~8/31は週1を日1とする
階段	週1	週1					年3	年3		7/1~8/31は週1を日1とする	
3階	男子便所(1)	週1	週1	週1	週1	適宜	適宜	月1			7/1~8/31は週1を日1とする
	女子便所(1)	週1	週1	週1	週1	適宜	適宜	月1			7/1~8/31は週1を日1とする
	男子便所(2~7)	週1	週1	週1	週1	適宜	適宜	月1			7/1~8/31は週1を日1とする
	女子便所(2~7)	週1	週1	週1	週1	適宜	適宜	月1			7/1~8/31は週1を日1とする
	女子便所(3)	週1	週1	週1	週1	適宜	適宜	月1			7/1~8/31は週1を日1とする
	階段										7/1~8/31は週1を日1とする
貴賓席	貴賓席										大会前後臨時清掃
	E V ホール										大会前後臨時清掃
	階段										大会前後臨時清掃
スタンド階	指令室										大会前後臨時清掃
	報道用放送室										大会前後臨時清掃
	放送室										大会前後臨時清掃
	写真判定室、控室										大会前後臨時清掃
	写真判定室暗室										
	貴賓席下埋設スペース										座席拭きゴミ拾い適宜
	スタンド										大会前後臨時清掃、汚れている座席の清掃を含む
バックスタンド階	男子便所(1)										大会前後臨時清掃
	女子便所(2)										大会前後臨時清掃
	階段										大会前後臨時清掃
	場外連絡口										大会前後臨時清掃
	写真判定室										大会前後臨時清掃
	写真判定室階段										大会前後臨時清掃
	バックスタンド										ゴミ拾い適宜

⑥屋内プール

<留意点>

ステン磨き（4回）、カビ防除（6回）を適切な時期に実施する

作業内容 作業場所	日常清掃						定期清掃			備考
	床掃き	床拭き	衛生陶器洗淨	鏡拭き	消耗品補給	水洗淨	床面洗淨	ワックス塗布	プール清掃	
事務室							年3	年3		
湯沸室							年3	年3		
指導室、医務室							年3	年3		
踊場（付添者見学所）	日1	日1					年3	年3		
階段	日1	日1								
風除室	日1	日1					適宜			
スロープ	日1	日1					適宜			
エントランスホール	日1	日1					適宜			
付添者待合ラウンジ	日1	日1					適宜			
テラス	日1	日1					適宜			
通路	日1	日1					適宜			
男子更衣室	日1	日1					適宜			
女子更衣室	日1	日1					適宜			
男子便所	日1	日1	日1	日1			適宜			
女子便所	日1	日1	日1	日1			適宜			
男子便所 プール用	日1	日1	日1	日1			適宜			
女子便所 プール用	日1	日1	日1	日1			適宜			
前室	日1	日1					適宜			
身障者便所	日1	日1	日1	日1			適宜			
身障者便所 プール用	日1	日1	日1	日1			適宜			
シャワー男子更衣室用	日1	日1	日1	日1			適宜			
シャワー女子更衣室用	日1	日1	日1	日1			適宜			
シャワープール用	日1	日1	日1	日1			適宜			
腰洗い、足洗い	日1	日1								
採暖室	日1	日1					適宜			
プール									年8	
プールサイド	日1	日1								
階段	日1	日1								
機械室	適宜	適宜								
機具庫	適宜	適宜								
付添者見学所	日1	日1					年3	年3		
ギャラリ	日1	日1					適宜			
機械室	適宜	適宜								

⑦屋内運動場

作業内容 作業場所	日常清掃						定期清掃			備考
	床掃き	床拭き	衛生陶器洗淨	鏡拭き	消耗品補給	水洗淨	床面洗淨	ワックス塗布	プール清掃	
1 ホール・廊下	日1	日1								
1 階 シャワー室・更衣室・便所	日1	日1	日1	日1			適宜			

⑧児童プール

プール清掃 年2回

⑨園内・園路

自動販売機ゴミ箱及びその周辺 …日祝日翌日ゴミ処理

表—6 警備業務

対 象	草薙総合運動場	
警備時間	4月1日～3月31日 (年末年始を除く)	17:30～翌日8:30
	年 末 年 始	仕事納めの日の17:30から、仕事始めの日の8:30まで継続して行う
警 備 員	常駐2名とし、うち1名を警備責任者とする 従事者のうち、1名を責任者として指定する	
警備方法	(1)硬式野球場、軟式野球場、体育館、室内プール、球技場、庭球場、陸上競技場、屋内運動場内各室等を1日3回巡回し、内部点検を行う (2)運動場外周の巡回は1日3回行う (3)年末年始における昼間の警備方法は、(1)(2)を2回行う	
警備任務	(1)各室内の扉、窓等の施錠の確認 (2)各室内の火気の点検 (3)ガス湯沸器の元栓の点検及び確認 (4)不審者及び不法行為者の尋問又は注意(都市公園条例第3条及び第5条の遵守活動) (5)開門及び閉門の業務 (6)警備時間内における駐車場内の整理 (7)拾得物の処理とその報告 (8)庭球場の早朝利用者、薄暮利用者及び夜間利用者の確認 (9)運動場各施設利用者の状況等により予想される事項については、その都度事務所担当者の指示に従うこと (10)災害等特殊事態等については事務所担当者の指示に従うこと	
警備員室	警備員室は野球場内とし、委託者が指定する	
警備員の 服務規定	(1)一般心得 ・警備員は、その責任を自覚し誠実な勤務を心がけ、規律ある行動をとること ・警備員は、受託者が認定する制服を正しく着用し、身だしなみに注意すること ・警備員は、常に礼儀正しく丁寧な言語態度をもって人に接すること (2)勤務心得 ・警備員は出勤時間を厳守すること ・警備員は、勤務中の規律を厳格にし、許可なく持場を離れないこと ・警備員は、勤務の交替時及び勤務中に身体等に異常のある場合は、その都度事務所担当者に報告すること	
警備日誌	原則として、翌日までに警備日誌を委託者に提出しなければならない 毎月、月末までに翌月の勤務予定表を提出する 毎月、前月に履行した委託業務について実施確認願を提出する	
そ の 他	(1)受託者は、警備員の履歴書等の必要書類を委託者に提出すること (2)委託者及び警備員は、委託対象に異常を認めるときは、ただちに委託者へ報告すること (3)仕様書に定められた以外のことについては、その都度委託者と協議しその指示に従うこと	

表—7 設備管理保守業務

電気設備全般							
電気設備全般	対象	電気設備（高圧、放送、通信、電光掲示板、防災、昇降設備及び機械類の制御設備等を除く）					
	業務内容	項目	数量	内容			
		定期点検	1回/年	分電盤（電灯、動力）・照明器具の絶縁抵抗測定			
				施設名	分電盤		
					電灯	動力	計
				硬式野球場	14	12	26
				軟式野球場	7	1	8
				陸上競技場	28	6	34
				体育館	16	16	32
				球技場・庭球場	25	4	29
屋内水泳場				2	3	5	
屋内運動場	1	4	5				
合計	93	46	139				
保守業務故障時対応	随時	対象物件故障時の有資格者派遣、修理調整 電気改修工事や仮設備に関するコンサルタント業務					
ボイラー設備等							
ボイラー等設備	対象	屋内プールボイラー及び付属機器、屋内プール・児童プールの水質管理 硬式野球場内ポンプ、草薙総合運動場内各種ポンプ					
	業務内容	項目	数量	内容			
		屋内プール	ボイラー運転(常駐)				
			月～土	15.0h	7:30～16:00 1名		
				×302日	12:00～21:00 1名		
			7/20～8/31	19.0h	7:30～16:00 1名		
		×58日		8:00～21:00 1名			
		日・祝日	15.0h	7:30～16:00 1名			
			×43日	12:00～21:00 1名			
		ボイラー点検	2台	1回/年			
ポンプ点検		2台	1回/年				
市水送水ポンプ	2台	1回/年					
ろ過ポンプ	2台	1回/年					
ろ過機ろ材取替	2台	1回/3年					
硬式野球場	市水揚水ポンプ点検	1台	1回/年				
	工業用水雑用ポンプ	1組(3台)	1回/年				
	湧水排水ポンプ	5組(10台)	1回/年				
	グラウンド散水ポンプ	1台	1回/年				
児童プール	ろ過ポンプ	1台	1回/年				
	ろ過機ろ材取替	1台	1回/6年				
ユリノキ広場	井戸ポンプ	1台	1回/年				
	加圧装置	1台	1回/年				
軟式野球場	散水加圧装置	1台	1回/年				
庭球場	テニスコート井水ポンプ	2台	1回/年				
	管理棟井水受水槽ポンプ	2台	1回/年				
	管理棟市水受水槽ポンプ	2台	1回/年				
体育館ポンプ	冷温水ポンプ	5台	1回/年				
	冷却水ポンプ	2台	1回/年				
	給水ポンプ	2台	1回/年				

建築物衛生環境

対象	硬式野球場、体育館、水泳場、陸上競技場、庭球場管理棟等									
	ビル管理法施行規則等に基づく衛生環境の維持及び規定項目の測定									
項目	内容	回数	硬式 野球場	体育 館	水泳 場	陸上 競技場	庭球 場	屋内 運動場	その他	
飲料水 水質検査	一般細菌等、大腸菌、硝酸態及び 亜硝酸態窒素、塩化物イオン、 有機物、pH 値、味等 16 項目	1 回 /年	○	○		○				
飲料水 水質検査	一般細菌等、大腸菌、硝酸態及び 亜硝酸態窒素、塩化物イオン、 有機物、pH 値、味等 10 項目	1 回 /年	○	○		○				
飲料水 水質検査	シアン化物イオン及び塩化シアン、 クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、 ジプロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、 トリクロロ酢酸、プロモジクロロミタン、 プロモホルム、ホルムアルデヒド	1 回 /年	○	○		○				
プール水 水質検査	PH 値、濁度、大腸菌、一般細菌 菌、過酸化マンガン酸カリウム	1 回 /月			○					○ 児童 プール
プール水 水質検査	総トリハロメタン レジオネラ菌	1 回 /年			○					○ 児童 プール
空気測定	乾球温度、湿球温度、相対湿度、気流、 浮遊ばい塵、一酸化炭素、二酸化炭素	6 回 /年	○	○		○		○		
空気測定	二酸化炭素	6 回 /年			○					
貯水槽 清掃	清掃	1 回 /年	○		○	○	○			○ 補助競技 場トイレ
病虫害 駆除	衛生害虫の防除	2 回 /年	○	○	○	○	○	○		○ 球技場
水質管理	水質管理、消毒滅菌剤補充、残留塩素	1 回 /週	○	○		○		○		
工業用水 水質検査	2 項	6 回 /年		○						
雑排水槽 清掃		2 回 /年		○						
簡易専用 水道検査		1 回 /週		○						
非常用 貯水槽		1 回 /年		○						
非常用 汚水槽		2 回 /年		○						

* 硬式野球場及び体育館は特定建築物である。

* 硬式野球場は興行場法に指定されている。

表－８ 電気工作物点検、測定試験の基準

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				I	II	
受電設備 (含配電設備・二次変電室設備)	引込線、電線及び支持物	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○	
		放電雑音チェック		○		
	遮断機、開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○	
		継電器の動作試験		○	○	
		継電器との結合動作試験			○	
		トリップ回路の導通試験		○		
		絶縁油酸価試験			○	
		絶縁油耐圧試験			同上不良の場合	
		内部点検			○	
		放電雑音チェック		○		
	温度チェック		○			
	母線、計器用変成器、断路器、避雷器、電力用コンデンサ、その他機器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○	
		放電雑音チェック			○	
		温度チェック			○	
	変圧器	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○	
		絶縁油透明度試験			○	
		絶縁油酸価試験			○	
		絶縁油耐圧試験			同上不良の場合	
		内部点検			○	
		放電雑音チェック		○		
	温度チェック		○			
	配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定			○	
		継電器の動作試験			○	
継電器との結合動作試験				○		
放電雑音チェック			○			
接地装置	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	接地抵抗測定		○	○		
蓄電池	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	比重測定	1回/年	○	○		
	液温測定	1回/年	○	○		
	電圧測定	1回/年	○	○		
の電機設備使用場所	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	絶縁抵抗測定			○		
	接地抵抗測定		○	○		
	温度チェック		○			
	漏洩電流測定	○	○			
	絶縁監視	○	○	○		
非常用予備発電装置	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	起動試験	○	○	○		
非常用予備発電装置	外観点検	○	○	○	必要の都度	
	絶縁抵抗測定		○	○		
非常用予備発電装置	接地抵抗測定		○	○	必要の都度	
	遮断機、開閉器、その他の電気機器		受電設備と同じ			

表－9 消防設備保安表

設備内容	回数	野球場	体育館	球技場	陸上 競技場	屋内 運動場	庭球場 管理棟	屋内 プール
消火器	2回/年	80	65	8	55	15	5	10
屋内消火栓設備	2回/年					(屋外設備)		
加圧送水装置		2	1		1	1		
消火栓箱		26	26		14	3		
操作盤		2	1		1	1		
起動用スイッチ		26	26			3		
表示灯			26			水源1		
呼水装置		1	1		1			
自動火災報知器設備	2回/年							
受信機		1	1	1	1	1	1	1
中継器盤			2					
表示機		3	1		1			
差動式スポット		179		12	99	30	10	5
定温式スポット		40		2	72	3	4	17
熱アナログ式スポット			14					
煙感知器		46	221	2	22	46	2	3
発信機		28	27	2	16	6	2	3
表示灯		28	27	2	16	6	2	3
電鈴				2	16	7	2	5
電源装置		1	1	1	1	1	1	1
誘導灯		61	151	7	150	標識12	2	8
誘導灯信号			1					
非常放送装置	2回/年				信号1			信号1
増幅器		1	1	1	1			
遠隔操作盤		2	1		1			
スピーカー		183	123	11	113			
起動装置				1	1			
電源装置		1	1	1	1			
ガス漏れ火災警報設備	2回/年							
受信機			1		1			
検知器		2		3	5		2	2
表示灯								1
電源装置		1			1			
防火・防排煙設備	2回/年							
連動操作盤			1	1	1			
煙感知器			50	3	8	2		
防火扉			32	3	3			
シャッター			4	1	2	1		
手動開閉装置					2			
電源装置				1	1			
自家発電設備	2回/年							
発電機 小型		2						
発電機 大型			1		1			
スプリンクラー設備	2回/年							
加圧送水装置			1		1			
自動警報弁			4		4			
圧力スイッチ					1			
手動開放弁					4			
操作盤			1		1			
表示盤					1			
スプリンクラーヘッド			773		472			
呼水装置			1		1			
送水口			1		1			
ジャッキポンプ			水源1					
防排煙装置	2回/年							
排煙オペレーター			5		26			26
電動式排煙装置3連			5					
電動起動部遠隔制御盤			1					1
消防用水	2回/年							1
非常用専用受電設備	2回/年					1		

球技場 空調設備一覧			
設置場所	品名	数量	機器仕様
本部室（東）	PUZ-ZRMP56SKA6	1	室外機
1F東	FHY80DB	1	室内機
本部室（中央）	PUZ-ZRMP56SKA6	1	室外機
1F西	FHY80DB	1	室内機
救護室（高所）	MUZ-AXV283S	1	室外機
救護室	MUZ-AXU283S-W	1	室内機
3F貴賓室（屋上）	PUZ-RP80HA	1	室外機
貴賓室	PS-RP80GA	1	室内機
本部室（西）	PUZ-ZRMP56SKA6	1	室外機
本部室（西）		1	室内機
審判控室（高所）	MUZ-JXV2218	1	室外機
審判控室（高所）		1	室内機
球技場 ウォータークーラー	RW-220PD	1	ウォータークーラー
合計台数		13	

屋内水泳場 空調設備一覧

設置場所	品名	数量	機器仕様
AC-1 一階ロビー	RZYPC450GR	1	室外機
一階ロビー	SZVYCP450GR	1	室内機
AC-2 一階事務所	RZYP160BB	1	室外機
一階事務所	FHCP160AL	1	室内機
AC-3 ロビー	RZYP160BB	1	室外機
ロビー	FHCP160AL	1	室内機
女子更衣室	RYP80L	1	室外機
女子更衣室	FHYKP80C	1	室内機
男子更衣室	RYP80L	1	室外機
男子更衣室	FHYKP80C	1	室内機
管理室 (ボイラー室)	YHX-S22N	1	室外機
管理室	MSZ-GXV28K-W	1	室内機
水泳場 ウォータークーラー	RWF-D51P2	1	ウォータークーラー
合計台数		13	

陸上競技場 空調設備一覧

設置場所	品名	数量	機器仕様
トレーニングルーム1 PAC-9	RXTP140FA	1	室外機
トレーニングルームNo1	FD125HE6	1	室内機
トレーニングルーム2 PAC-9	RXTP140FA	1	室外機
トレーニングルームNo2	FD125HE6	1	室内機
トレーニングルーム3 PAC-9	RXTP140FA	1	室外機
トレーニングルームNo3	FD125HE6	1	室内機
トレーニングルーム4 PAC-9	RXTP140FA	1	室外機
トレーニングルームNo4	FD125HE6	1	室内機
本部室1 (2階)	FDCXP2241H	1	室外機
本部室左 (右)	TT112FEGP	1	室内機
本部室左 (左)	TT112FEGP	1	室内機
本部室2 PAC-6 (2階)	RZRP224BA	1	室外機
本部室右 (右)	FDT200HP6B	1	室内機
本部室右 (左)	FDT200HP6B	1	室内機
大会役員室1 PAC-6 (2階)	RZRP224BA	1	室外機
大会役員室中 (2)	FDTH6B	1	室内機
大会役員室左	FDTH6A	1	室内機
大会役員室2 (2階)	FDCXP2241H	1	室外機
大会役員室右	FDPT1122	1	室内機
大会役員室中 (1)	FDPT1122	1	室内機
報道関係室 PAC-6 (2階)	RZRP224BA	1	室外機
報道関係室右	FDT200HP6A	1	室内機
報道関係室左	FDT200HP6B	1	室内機
ドーピングコーナー RA-1	R28ZCV	1	室外機
報道関係室 (旧ドーピングコーナー)	SRT2022K1VDH	1	室内機
コンピューター室 RA-2	R40ZCV	1	室外機
放送室 (手前側)	SRT3522K1VDH	1	室内機
1F放送室 (2階)	PUZ-RP63HA	1	室外機
放送室 (奥側)	PUZ-RP63AA	1	室内機
詰所1 PAC-1	RZRP50BYT	1	室外機
清掃員室	FDT40H6	1	室内機
詰所2 PAC-1	RZRP50BYT	1	室外機
清掃員室	FDT40H6	1	室内機
医務室 PAC-4	RSRP112BY	1	室外機
医務室	FDT80H6	1	室内機
控室 PAC-4	RSRP112BY	1	室外機
控室	FDT80H6	1	室内機
貴賓室	RZYP80BAT	1	室外機
貴賓室	FHCP80AL	1	室内機
事務室	MPUZ-WRP140HA3	1	室外機
事務室	MPUZ-RP140BA	1	室内機
スタンド報道用放送室 PAC-2 (4階エレベーター上)	RZRP50BYT	1	室外機
スタンド報道用放送室	FDT45HE6	1	室内機
放送指令室 RA-3 (4階)	RZRP40BYV	1	室外機
スタンド指令室	SRK2853KNDH	1	室内機
スタンド放送室 PAC-2 (4階エレベーター上)	RZRP50BYT	1	室外機
スタンド放送室	DT4HE6	1	室内機
写真判定室 PAC-8 (メイン 4階)	RZRP80BYT	1	室外機
写真判定室 (メイン)	FDR56H5	1	室内機
写真判定室 PAC-8 (バック 高所)	RAS-GP80RSH2	1	室外機
写真判定室 (バック)	FDR5H5	1	室内機
モニターTV室 RA-2	R40ZCV	1	室外機
モニターTV室	SRT3522KDH	1	室内機
記録・印刷室 PAC-6 (2階)	RZRP224BA	1	室外機
記録印刷室右	FDTH200HP6B	1	室内機
記録印刷室左	FDTH200HP6A	1	室内機
審判員室 PAC-6 (2階)	RZRP224BA	1	室外機
審判員室右	FDTH6B	1	室内機
審判員室左	FDTH6A	1	室内機
第1選手控室 PAC-6	RZRP224BA	1	室外機
第1選手控室右	FDTH6B	1	室内機
第1選手控室左	FDTH6A	1	室内機
第2選手控室1 PAC-7 (2階)	RZRP280BA	1	室外機
第2選手控室1右	FDD-250HP6A	1	室内機
第2選手控室1左	FDD-250HP6B	1	室内機
第2選手控室2 PAC-7 (2階)	RZRP280BA	1	室外機
第2選手控室2右	FDT200HP6A	1	室内機
第2選手控室2左	FDT200HP6P	1	室内機
陸上競技場 製氷機	IM-95L-1	1	製氷機
合計台数		69	

屋内運動場 空調設備一覽

設置場所	品名	数量	機器仕様
事務所	MUZ-GV283	1	室外機
事務所	MSZ-GV283-W	1	室内機
合計台数		2	

庭球場 空調設備一覧

設置場所	品名	数量	機器仕様
ロビー AC-1	RAS-AP224SSR	1	室外機
ロビー北	PLHY-63EK-A	1	室内機
ロビー南	PLHY-63EK-A	1	室内機
事務室	PLHY-40EK-A	1	室内機
医務室	PLHY-40EK-A	1	室内機
2F西 AC-2①	RAS-AP224GH3	1	室外機
2F西	PAH-8PC	1	室内機
2F東 AC-2②	RAS-AP224GH3	1	室外機
2F東	PAH-8PC	1	室内機
合計台数		9	

表-10 (別紙1)

硬式野球場空調設備一覧表

系統名	設置場所	品名	数量	機器仕様
マッサージ・スタッフ室 AC-1	マッサージ・スタッフ室	RXYP224B	1	室外機
マッサージ・スタッフ室 AC-1	一塁側会議室2	FXYFP80MC	1	室内機
マッサージ・スタッフ室 AC-1	一塁側会議室2	FXYFP80MC	1	室内機
マッサージ・スタッフ室 AC-1	休憩室	RY56A	1	室内機
ロッカールーム AC-2	ロッカールーム	RXYP450B	1	室外機
ロッカールーム AC-2	一塁側選手更衣室1	FXYFP80MC	1	室内機
ロッカールーム AC-2	一塁側選手更衣室1	FXYFP80MC	1	室内機
ロッカールーム AC-2	一塁側選手更衣室2	FXYFP80MC	1	室内機
ロッカールーム AC-2	一塁側選手更衣室2	FXYFP80MC	1	室内機
休憩室通路 AC-1	休憩室通路	RZRP63BDT	1	室外機
休憩室通路 AC-1	休憩室通路	FVP63DJ	1	室内機
審判員控室 AC-2	審判員控室	RZRP140BD	1	室外機
審判員控室 AC-2	審判員控室	FVP140DJ	1	室内機
会議室・ケイタリング 一塁側 AC-3	会議室・ケイタリング 一塁側	RXMP500B	1	室外機
会議室・ケイタリング 一塁側 AC-3	会議室・ケイタリング 一塁側	RXMP450B	1	室外機
会議室・ケイタリング 一塁側 AC-3	一塁側大会議室	FXYFP112MC	1	室内機
会議室・ケイタリング 一塁側 AC-3	一塁側大会議室	FXYFP112MC	1	室内機
会議室・ケイタリング 一塁側 AC-3	一塁側大会議室	FXYFP112MC	1	室内機
会議室・ケイタリング 一塁側 AC-3	一塁側大会議室	FXYFP112MC	1	室内機
会議室・ケイタリング 一塁側 AC-3	一塁側会議室	FSYFP90MC	1	室内機
会議室・ケイタリング 一塁側 AC-3	一塁側会議室	FXYFP140MC	1	室内機
会議室・ケイタリング 一塁側 AC-3	一塁側会議室	FXYFP140MC	1	室内機
記者室 AC-2	記者室	RAS-GP160RSH2	1	室外機
記者室 AC-2	記者室	RPV-GP160K3	1	室内機
役員室系統 一塁側 AC-4	役員室系統 一塁側	RZYP112BA	1	室外機
役員室系統 一塁側 AC-4	役員室系統	FAP112AL	1	室内機
特別室 (高所)	特別室 (高所)	RY125D	1	室外機
特別室 (高所)	特別室	SUY8LBE	1	室内機
マッサージ・スタッフ室 三塁側 AC-5	マッサージ・スタッフ室 三塁側	RXYP224B	1	室外機
マッサージ・スタッフ室 三塁側 AC-5	マッサージ・スタッフ室	FXYFP80MC	1	室内機
マッサージ・スタッフ室 三塁側 AC-5	マッサージ・スタッフ室	FXYFP80MC	1	室内機
ロッカールーム 三塁側 AC-6	ロッカールーム 三塁側	RXYP450B	1	室外機
ロッカールーム 三塁側 AC-6	三塁側更衣室1	FXYFP80MC	1	室内機
ロッカールーム 三塁側 AC-6	三塁側更衣室1	FXYFP80MC	1	室内機
ロッカールーム 三塁側 AC-6	三塁側更衣室2	FXYFP80MC	1	室内機
ロッカールーム 三塁側 AC-6	三塁側更衣室2	FXYFP80MC	1	室内機
会議室ケイタリング 三塁側 AC-7	会議室ケイタリング 三塁側	RXMP450B	1	室外機
会議室ケイタリング 三塁側 AC-7	会議室ケイタリング 三塁側	RXMP224B	1	室外機
会議室ケイタリング 三塁側 AC-7	三塁側多目的室	RXMP450B	1	室内機
会議室ケイタリング 三塁側 AC-7	三塁側特別室	RXMP224B	1	室内機
会議室ケイタリング 三塁側 AC-7	三塁側会議室1	FXYFP56MC	1	室内機
会議室ケイタリング 三塁側 AC-7	三塁側会議室3	FXYMP90A	1	室内機
会議室ケイタリング 三塁側 AC-7	三塁側会議室3	FXYFP90MC	1	室内機

医務室 AC-3	医務室	RAS-GP56RSH2	1	室外機
医務室 AC-3	医務室	FHYC-45EA	1	室内機
役員室 一塁側 AC-8	役員室 一塁側	RZYP112BA	1	室外機
役員室 一塁側 AC-8	役員室	FAP112AL	1	室内機
日直室 AC-4	日直室	RAS-GP63RSH2	1	室外機
日直室 AC-4	日直室	PUH-J56FK	1	室内機
一塁側特別室 AC-1	一塁側特別室	RAS-GP224RSH	1	室外機
一塁側特別室 AC-1	一塁側	F28LTEV-W	1	室内機
管理室北側 (旧会議室) AC-12	管理室北側 (旧会議室)	RYP112B	1	室外機
管理室北側 (旧会議室) AC-12	管理室	FHYCP112A	1	室内機
管理室南側 (旧会議室) AC-12	管理室南側 (旧会議室)	RYP112B	1	室外機
管理室南側 (旧会議室) AC-12	管理室	FHYCP112A	1	室内機
本部室系統 PAC-N-1	本部室系統	RZYP140CA	1	室外機
本部室系統 PAC-N-1	本部室	FHCP140CA	1	室内機
本部室系統 PAC-N-3	本部室系統	RZYP140CA	1	室外機
本部室系統 PAC-N-3	本部室	FHCP140BB	1	室内機
本部室系統 PAC-N-2	本部室系統	RZYP140CA	1	室外機
本部室系統 PAC-N-2	放送室	FHCP140BA	1	室内機
チケット売り場 外野	チケット売り場 外野	RZYP56CAV	1	室外機
チケット売り場 外野	チケット売り場	BYBCP50BF	1	室内機
チケット売り場 (西側) PAC-N0-1	チケット売り場 (西側)	R22NES	1	室外機
チケット売り場 (西側) PAC-N0-1	チケット売り場	R22NTES-W	1	室内機
チケット売り場 (東側) PAC-N0-1	チケット売り場 (東側)	R22NES	1	室外機
チケット売り場 (東側) PAC-N0-1	チケット売り場	R22NTES-W	1	室内機
作業員詰所	作業員詰所	RZYP80BBV	1	室外機
作業員詰所	作業員詰所	FAP112BA	1	室内機
来賓観覧室 AC-9	来賓観覧室	RZYP112BA	1	室外機
来賓観覧室 AC-9	観覧室	FAP112AL	1	室内機
硬式1塁側自販機	硬式1塁側自販機	CE-P20A	1	ウォータークーラー
硬式3塁側自販機	硬式3塁側自販機	CE-P20A	1	ウォータークーラー
硬式1塁側トイレ	硬式1塁側トイレ	IM-75M	1	製氷機
硬式3塁側トイレ	硬式3塁側トイレ	IM-75M	1	製氷機
外野スタンド 1F売店	外野スタンド 1F売店	ET-120SNF-E	1	冷凍庫
外野スタンド 1F売店	外野スタンド 1F売店	ET-180SNF-E-F	1	冷凍庫
外野スタンド 1F売店	外野スタンド 1F売店	HF-120Z	1	冷凍庫
外野スタンド 1F売店	外野スタンド 1F売店	HRF180ZF	1	冷凍庫
外野スタンド 1F売店	外野スタンド 1F売店	RRS-203NF	1	冷凍庫
内野3階記者室 (静岡放送) AC-1	内野3階記者室 (静岡放送)	R25YES	1	室外機
内野3階記者室 (静岡放送) AC-1	内野3階記者室 (静岡放送)	F25YTES-W	1	室内機
内野3階記者室 (NHK) AC-1	内野3階記者室 (NHK)	R25YES	1	室外機
内野3階記者室 (NHK) AC-1	内野3階記者室 (NHK)	F25YTES-W	1	室内機
内野3階記者室 (テレビ静岡) AC-1	内野3階記者室 (テレビ静岡)	R25YES	1	室外機
内野3階記者室 (テレビ静岡) AC-1	内野3階記者室 (テレビ静岡)	F25YTES-W	1	室内機
内野3階記者室 (SBSラジオ) AC-1	内野3階記者室 (SBSラジオ)	R25YES	1	室外機
内野3階記者室 (SBSラジオ) AC-1	内野3階記者室 (SBSラジオ)	F25YTES-W	1	室内機
内野3階記者室 (NHKラジオ) AC-1	内野3階記者室 (NHKラジオ)	R25YES	1	室外機
内野3階記者室 (NHKラジオ) AC-1	内野3階記者室 (NHKラジオ)	F25YTES-W	1	室内機
内野3階記者室 (公式記録員室) AC-1	内野3階記者室 (公式記録員室)	R25YES	1	室外機
内野3階記者室 (公式記録員室) AC-1	内野3階記者室 (公式記録員室)	F25YTES-W	1	室内機
内野3階記者室 (朝日テレビ) AC-1	内野3階記者室 (朝日テレビ)	R25YES	1	室外機
内野3階記者室 (朝日テレビ) AC-1	内野3階記者室 (朝日テレビ)	F25YTES-W	1	室内機
内野3階記者室 (第一テレビ) AC-1	内野3階記者室 (第一テレビ)	R25YES	1	室外機
内野3階記者室 (第一テレビ) AC-1	内野3階記者室 (第一テレビ)	F25YTES-W	1	室内機

表-10 (別紙2)

体育館空調設備一覧表

系統名	設置場所	品名	数量	機器仕様
MHP-1	MHP-1-1 1号機 1~4	UWMY850ACR	1	空冷HPモジュール型 室外機
	MHP-1-2 2号機 1~4	UWMY850ACR	1	空冷HPモジュール型 室外機
	MHP-1-3 3号機 1~4	UWMY850ACR	1	空冷HPモジュール型 室外機
ACP-LG1	更衣室1. 2系統	RXYP280CA	1	室外機
	更衣室2	FXYCP112MA	1	室内機
	更衣室1	FXYKP56BA	1	室内機
ACP-LG2	更衣室3. 4系統	RXYP280CA	1	室外機
	更衣室3	FXYCP112MA	1	室内機
	更衣室4	FXYKP56BA	1	室内機
ACP-OF	事務室系統	RXYP280CA	1	室外機
	事務室	FXYCP45MA	1	室内機
	特別室	FXYCP112MA	1	室内機
	医務・給湯室	FXYCP56MA	1	室内機
ACP-MN1	大会運営室系統	RXYP280CA	1	室外機
	大会運営室1	FXYFP71MD	1	室内機
	大会運営室2	FXYFP71MD	1	室内機
	放送室	FXYCP28MA	1	室内機
	審判員控室	FXYCP90MA	1	室内機
ACP-MN2	大会運営室外気処理系統	RXYP280CA	1	室外機
	大会運営室外気処理系統	FXYMP280MAF	1	室内機
ACP-LB	ロビー系統	RZYP112CB	1	室外機
	ロビー系統	FHCP56CB	1	室内機
DHU-WR1-1	器具庫1	J2KP	1	室内外機
DHU-WR1-2	器具庫1	J2KP	1	室内外機
DHU-WR2-1	器具庫2	J2KP	1	室内外機
DHU-WR2-2	器具庫2	J2KP	1	室内外機
DHU-WR3-1	器具庫3	J2KP	1	室内外機
DHU-WR3-2	器具庫3	J2KP	1	室内外機
DHU-WR3-3	器具庫3	J2KP	1	室内外機
DHU-WR3-4	器具庫3	J2KP	1	室内外機
DHU-WR3-5	器具庫3	J2KP	1	室内外機
DHU-WR3-6	器具庫3	J2KP	1	室内外機

表—11 その他の附帯設備

設備保守業務	設 備	保 守 管 理
陸上競技場 電光表示装置等	大型電光表示装置 ・表示盤本体 ・直流電源装置 ・表示制御コンピュータ ・フィールド操作盤 ・ランニングタイマー表示盤 ・受信制御装置 ・主制御装置 ・図形入力装置 ・得点操作盤 ・フィールド表示盤 コンピュータデータシステム ・コンピュータ本体 ・ネットワーク端末 ・フィールド用ネットワーク端末 フィールド機器 ・45分計 ・スポーツプリンター ・スポーツタイマー ・光電子装置 ・フォトビームコントローラー ・信号中継器 ・スタートマイクロフォン装置 ・無停電装置	定期点検 2回/年 故障時対応
陸上競技場 監視テレビ	ITV設備 1式 ITV録画装置 1式	定期点検 2回/年 故障時対応
陸上競技場 電気自動車	トヨタ CB 14 1台	定期点検 1回/月 故障時対応 バッテリー液補充 偶数月
水泳場自動券売機	自動券売機 トヨコム製 BT-L100-8型 1台	定期点検 4回/年 故障時対応
硬式野球場 スコアボード	スコアボード表示機器 映像表示部 スピード表示部 カウント・公式判定表示灯 塔時計 表示制御装置 ほか 音響設備 調整室設備（音響調整卓、各機器、接続端子部分） 外部機器（スピーカー、ワイヤレスマイク、マイクコンセント、コード）	定期点検 1回/年 故障時対応
陸上競技場 エレベーター	乗用エレベーター 11人乗り	定期点検 1回/月 故障時対応 法定点検時立合い
硬式野球場 エレベーター	乗用エレベーター 15人乗り 乗用エレベーター 20人乗り	定期点検 1回/3月 リモート点検 1回/月 故障時対応 法定点検時立合い
体 育 館 エレベーター	乗用エレベーター 900kg	定期点検 1回/3月 リモート点検 1回/月 故障時対応 法定点検時立合い
自 動 ド ア	自動開閉装置 LS-23型ほか 4台 （屋内プール、庭球場管理棟、陸上競技場）	定期点検 4回/年 故障時対応
硬式野球場 自動ドア	DSN-60N20 (S) DSN-60SNRW-AL 1台	定期点検 2回/年
体 育 館 自 動 ド ア	DSN-60SNRW-AL DSN-75N40D 161台 DSN-60N25S60 (D) 1台 DSN-60N2574DNRW-AL (C) 1台	定期点検 2回/年

陸上競技器具備品	陸上競技用一般器具 ・貸付県有物品の保守点検及び修理、補修（破損除く） ・公認検定に必要な器具備品の数量チェック、保守点検及び修理補修（破損除く） 陸上競技用電子機器 写真判定装置・光波距離計、フィールド電光掲示盤、デジタル式フィールド制限時間告知器、全自動ピストル、Y0式スタート発信装置、スターター拡声装置、ハンドマイク、デジタル風速計、スタート信号ケーブル、電子メガホン フィニッシュタイマーⅢレーンナンバー表示盤、超音波風速計、気象観測機器、走幅跳・三段跳距離測定器	定期点検 1回/年 故障時対応
	ウェイトトレーニング機器等トレーニングルームマシンの保守点検及び修理・補修（破損除く）	定期点検 2回/年 故障時対応
構内交換電話	電子交換機 1式 多機能電話機 21台 一般電話機 47台	定期点検 1回/月 故障時対応
体育館器具備品	バスケットゴール 5組 貸付県有物品の保守点検 その他球技器具の保守点検	定期点検 1回/年 故障時対応
体育館免震装置	積層ゴム支承 32柱	通常点検 1回/年 定期点検 1回/5年
体育館中央監視設備	中央監視装置・システム制御盤	切替点検 2回/年 総合点検 1回/年
体育館音響設備	音響設備（メイン、サブ） 多目的室・会議 AV 機器、放送設備	定期点検 2回/年
体育館管理カメラ装置	ITV 設備 1式 ITV 録画装置 1式	定期点検 2回/年
体育館防火対象物定期点検	防火対象物点検	定期点検 1回/年
体育館太陽光発電設備	モジュール KS215P-3CJ2CE パワコン LBSG-10-S3C	定期点検 1回/年
体育館直流電源装置	ゾーニングパワー100-1000X Batt 15Ah (12U) 9個	定期点検 1回/年
体育館給湯器	GS-S5000GW 8台	定期点検 1回/年
体育館電動ルーバー	ルミスターEXG	定期点検 1回/年
体育館ロールスクリーン	RSE タコスⅡ	定期点検 1回/年
体育館シャッター	管理用シャッター 1台 防災用シャッター 4台	定期点検 1回/年
体育館吊物機構設備	吊バトン 2台	定期点検 1回/年
体育館地下タンク	軽油 3,000リットル 気密漏えい試験	1回/3年
体育館吸収式冷温水発生機	QBW-PE280FG 2P 2台	定期点検 4回/年
体育館モジュールチラー	UWMY850ACR 3台	定期点検 2回/年
体育館全熱交換型換気扇	VAM250GD 1台 VAM500GD 1台 VAM800GD 1台	定期点検 2回/年
体育館冷却塔	SKB-290GSM7 2台	定期点検 3回/年
体育館エアハンドリングユニット	AR3-250AZ 07 8台 CAV-150AZ 07 4台 CAV-250AZ07 1台 CAV-60AZ07 1台	定期点検 2回/年
体育館電光掲示板	電光掲示板保守	定期点検 1回/年

表 12

草薙総合運動場 12 条点検について（対象施設と点検時期）

1 概要

建物の安全性確保を目的として、建築基準法第 12 条に基づき実施する法定点検である。

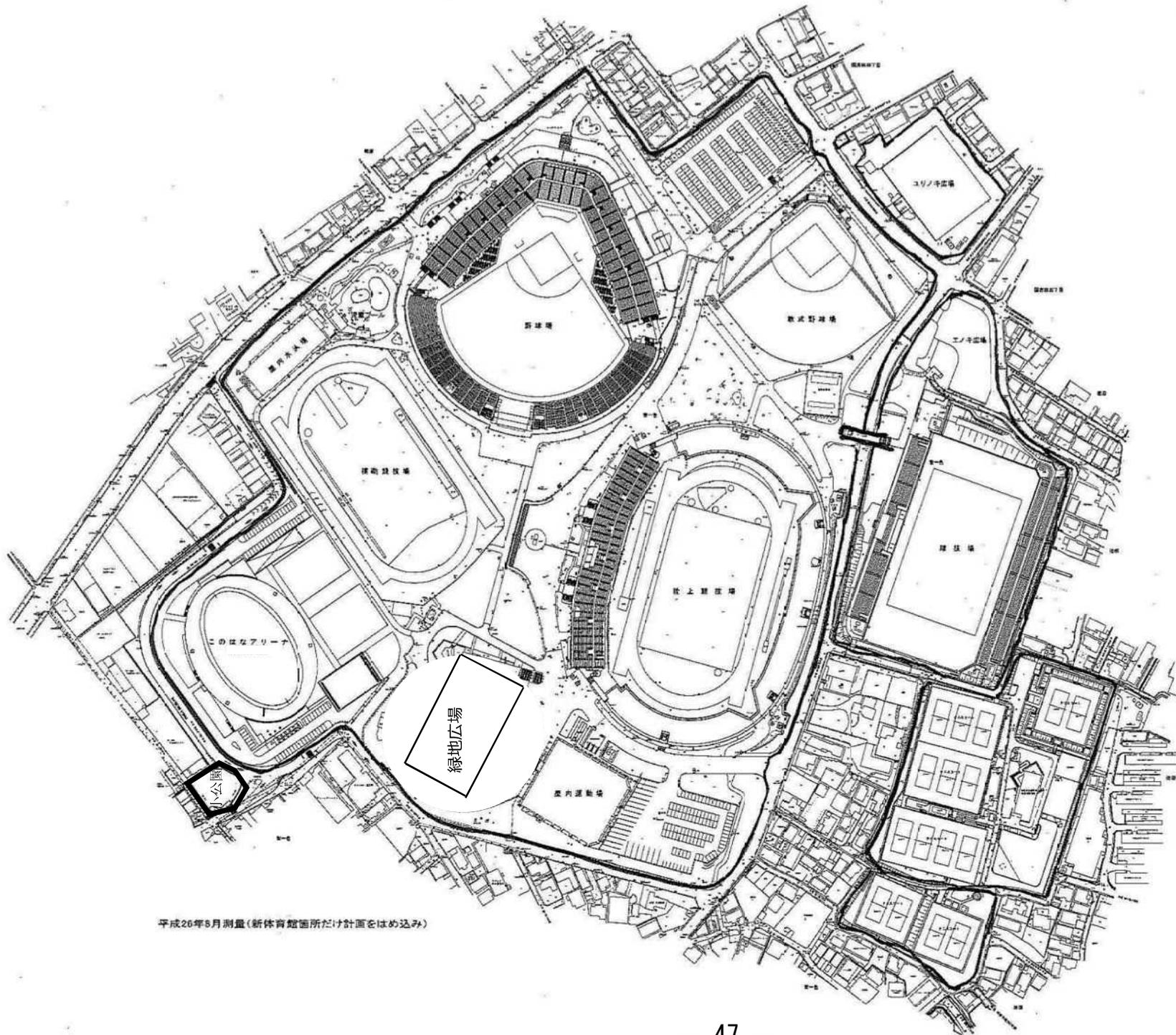
区分	点検対象	点検内容の例	点検周期	点検資格者
外壁	外壁	タイル、石貼り等、モルタル等の劣化、損傷	10 年	<ul style="list-style-type: none"> ・一級建築士 ・二級建築士 ・国土交通大臣が定める資格者
建築物	敷地	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況、擁壁の劣化、損傷	3 年	
	建築構造	鉄骨の耐火被覆の劣化、損傷		
	建築仕上げ	室内に面する部分の仕上げの劣化、損傷		
建築設備	換気	空気調和設備等の劣化、損傷	1 年	
	非常用照明	予備電源への切替、点灯確認		
	給排水	給湯設備等の劣化、損傷		
防火設備	防火扉 防火シャッター	扉、枠及び金物の劣化、損傷の状況、設置位置及び防火区画の形成の状況	1 年	

2 対象建築物

建物名称	外壁	建築物	建築設備	防火設備	備考
野球場内野スタンド		○	○		
球技場本部棟		○	○	○	
屋内水泳場	○	○	○		
陸上競技場	○	○	○	○	
庭球場管理棟	○	○	○		
野球場外野スタンド		○	○		
屋内運動場		○	○	○	
体育館		○	○	○	

3 実施年度

区分	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
外壁					
建築物	○			○	
建築設備	○	○	○	○	○
防火設備	○	○	○	○	○



平成26年5月測量(新体育館箇所だけ計画をはめ込み)